

# **第2期砂川市 子ども・子育て支援事業計画**

**【案】**

※計画策定に当たり、内容の変更を伴わない表現の変更、文言整理等を行う場合があります。また、記載の事業について、実情に合わせた内容に修正する場合がありますのでご了承ください

**令和2年**

**砂川市**



# 目 次

## 第1章 計画の基本事項

1	計画策定の趣旨 .....	1
2	計画の位置づけ .....	2
3	計画の対象 .....	3
4	計画の期間 .....	3
5	計画の策定体制 .....	4

## 第2章 砂川市の子ども・子育てを取り巻く環境

1	統計データからみた子どもを取り巻く状況.....	5
2	教育・保育の状況.....	11
3	地域子育て支援事業の状況 .....	13
4	「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況 .....	17
5	子ども・子育て支援の課題 .....	19

## 第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念 .....	20
2	基本的視点 .....	20
3	施策体系 .....	22

## 第4章 施策の展開

1	教育・保育提供区域の設定 .....	23
2	教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期 .....	25
3	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 .....	28
4	教育・保育の質の向上 .....	29
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用に向けた方策 .....	30
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期 .....	31
7	「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について .....	40
8	地域子ども・子育て支援事業の質の向上 .....	40
9	児童虐待防止対策の充実 .....	41
10	ひとり親家庭の自立支援の推進 .....	42
11	障がい児施策の充実 .....	44
12	子ども・子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携 ..	47
13	仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進 .....	47
14	砂川市次世代育成支援地域行動計画の動向と課題及び施策の方向 .....	49

## 第5章 計画の推進に向けて

1	推進体制 .....	90
2	子ども・子育て支援事業計画の進行管理 .....	91



## 第1章 計画の基本事項

### 1 計画策定の趣旨

我が国においては、少子化の進行が続いていることから、今後、人口構造のバランスが崩れ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、少子化が進行している要因としては、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、様々な要因が複合的に絡み合っているものと考えられます。また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。こうした中で、社会環境等、子どもと家庭を取り巻く環境の変化は続いていることから、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等を行い、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

砂川市では、平成21年度に策定した「砂川市次世代育成支援地域行動計画 後期計画」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「砂川市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

「砂川市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である「砂川市総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2年度を初年度とする「第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市が今後進めていく教育・保育、子育て支援施策を計画的に実施するため、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

### 【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

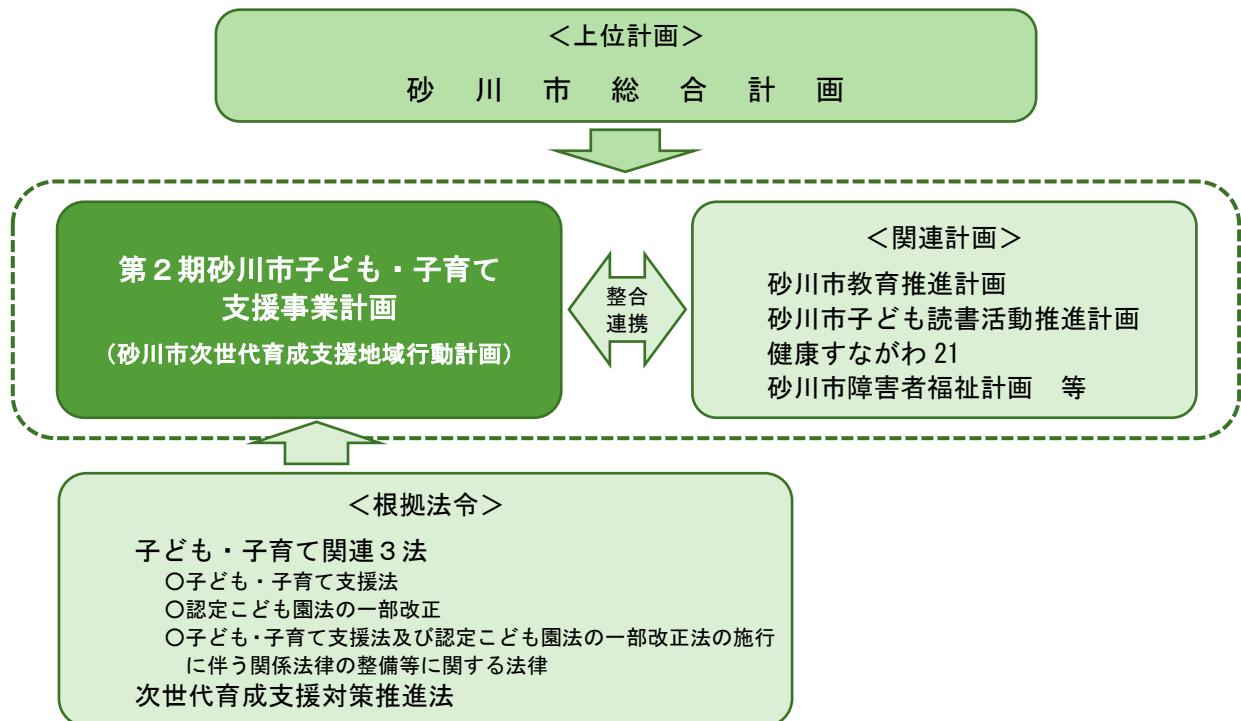
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画とします。

さらに、本計画は、本市の最上位計画である「砂川市総合計画」のもと、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものであり、市の関連個別計画との連携や整合を図った計画として策定するものです。

図表 計画の位置づけ



### 3 計画の対象

本計画の対象は、本市の子どもと子育て家庭を対象とします。

図表 子ども・子育て支援法における「子ども」の範囲、「児童手当」及び事業の対象範囲

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～15歳	16歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く放課後		中学生	
子どもの範囲（18歳に到達してから最初の3月31日まで）								
児童手当支給の対象範囲（15歳に到達してから最初の3月31日まで）								
子ども・子育て支援事業の対象範囲 (12歳に到達してから最初の3月31日まで)								

### 4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



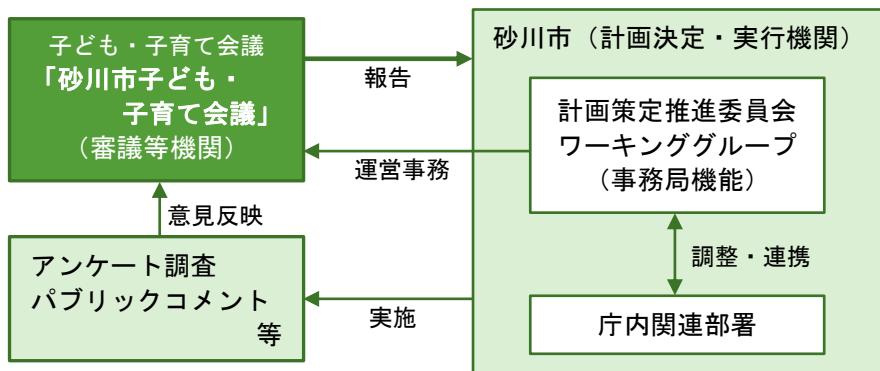
## 5 計画の策定体制

### [アンケート調査の実施]

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「砂川市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を平成31年1月に実施しました。

### [子ども・子育て会議の開催]

本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、保護者の方や子ども・子育て支援の関係団体・機関等により構成される「砂川市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。



### [子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の設置]

市内部に「子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項の素案について協議を行いました。

### [パブリックコメントの実施]

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見反映を行いました。

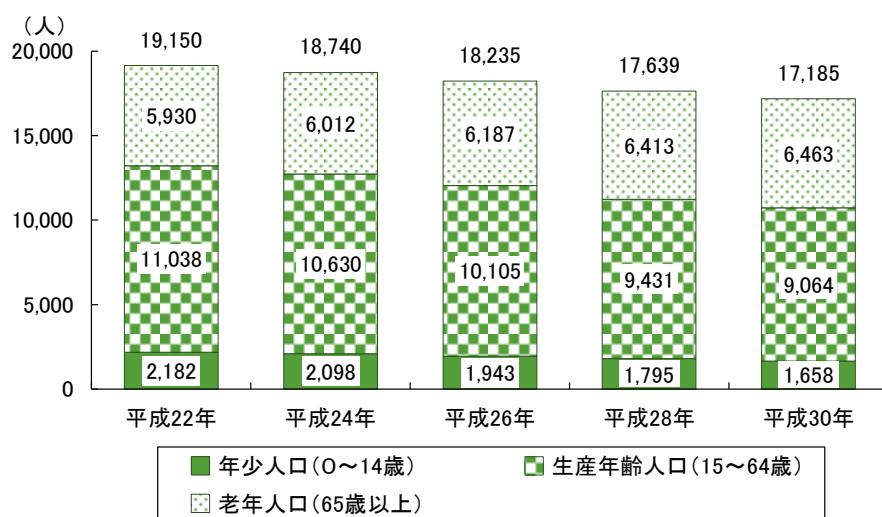
## 第2章 砂川市の子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

#### (1) 人口の推移

年齢3階級別人口の推移をみると、本市の人口は、平成22年の19,150人から平成30年は17,185人と、約2,000人減少しています。また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、減少が続いている一方で、老人人口（65歳以上）は増加が続いている。構成割合についても同様に、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、低下し、老人人口（65歳以上）は上昇しており、年少人口（0～14歳）は平成28年から平成30年にかけて1割を下回っています。

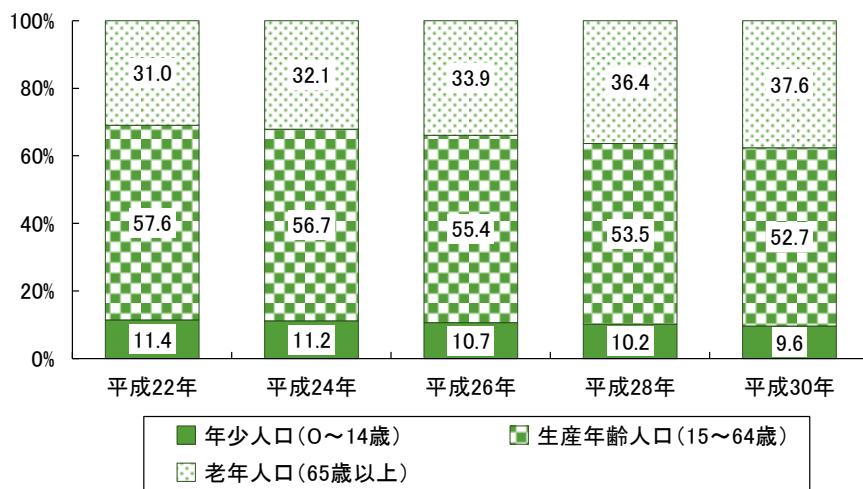
図表 年齢3階級別人口の推移



※平成26年から、外国人住民が含まれる。

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

図表 年齢3階級別人口構成割合の推移

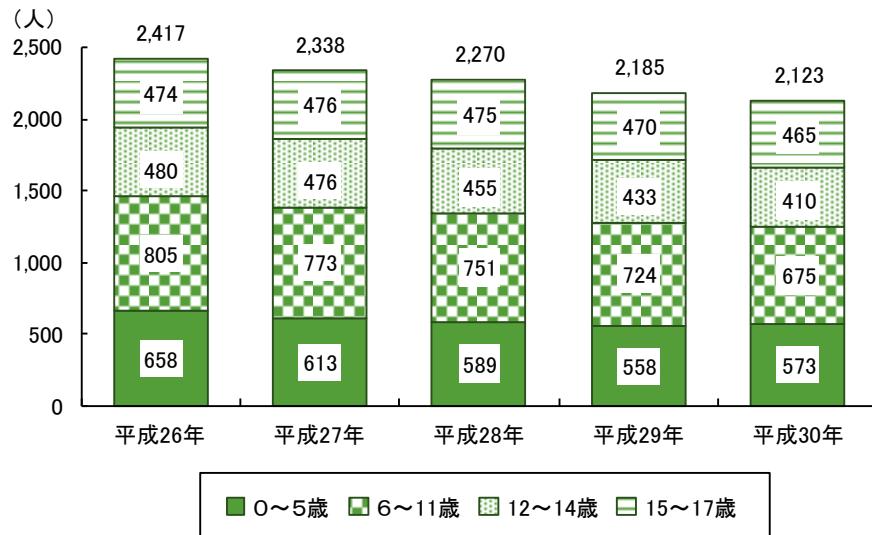


※平成26年から、外国人住民が含まれる。

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

児童人口の推移をみると、各年齢層ともに、おおむね減少傾向となっています。平成 26 年から平成 30 年にかけて、特に、6~11 歳は 130 人減少となっており、他の年齢層よりも減少幅が大きくなっています。

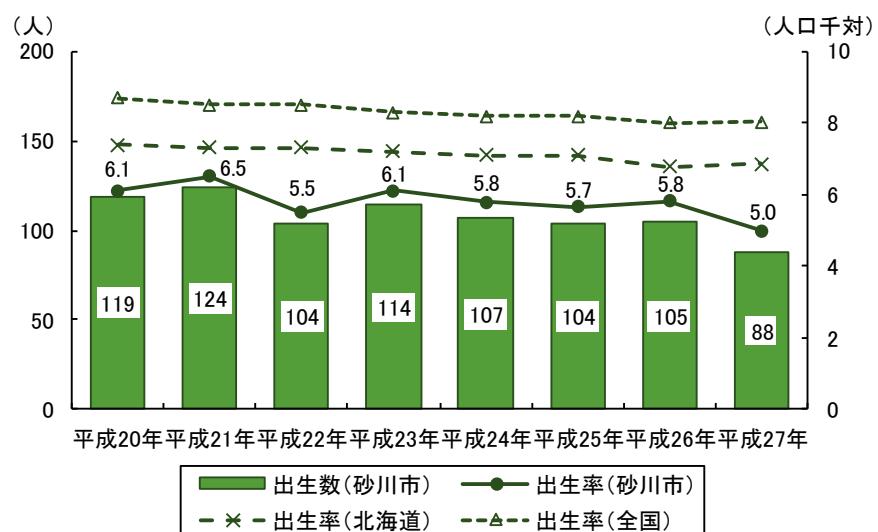
図表 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

出生数の推移をみると、本市の出生数は、100~120 人程度で推移していましたが、平成 27 年は 100 人を下回る、88 人となっています。また、出生率は、6.0 前後で推移していましたが、平成 27 年は 5.0 に低下しており、いずれの年も全国や北海道よりも低い値で推移しています。

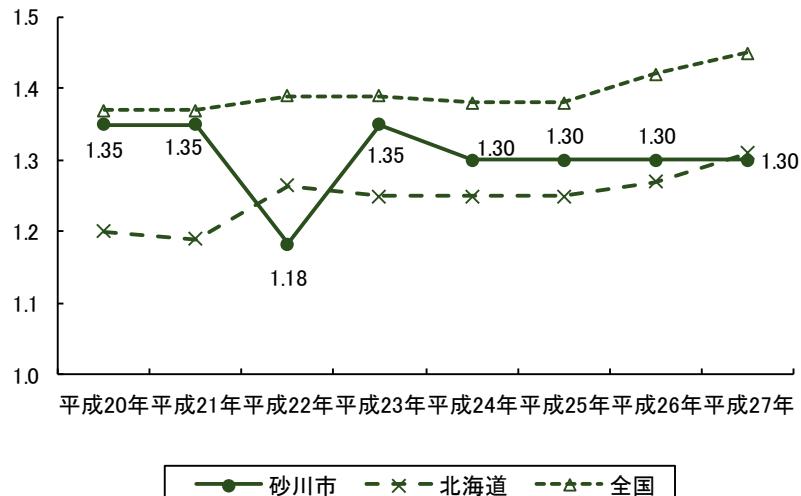
図表 出生数の推移



資料：空知地域保健情報年報（平成 20 年～平成 26 年）、北海道保健統計年報（平成 27 年）

合計特殊出生率の推移をみると、本市の合計特殊出生率は、おおむね北海道よりも高く、全国より低い値で推移しています。

図表 合計特殊出生率の推移



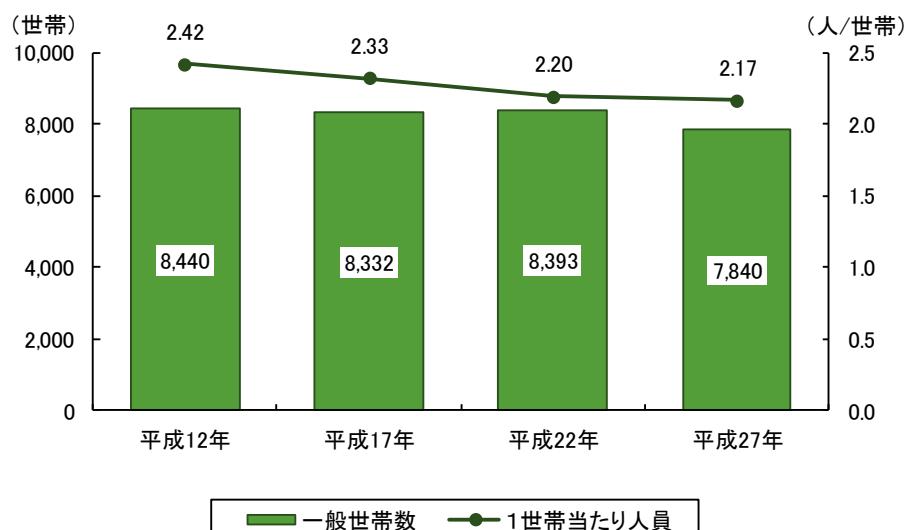
資料：空知地域保健情報年報

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均

## (2) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、平成12年の8,440世帯から、平成27年は7,840世帯に減少しています。また、1世帯当たり人員も減少が続き、平成12年の2.42人/世帯から、平成27年は2.17人/世帯となっています。

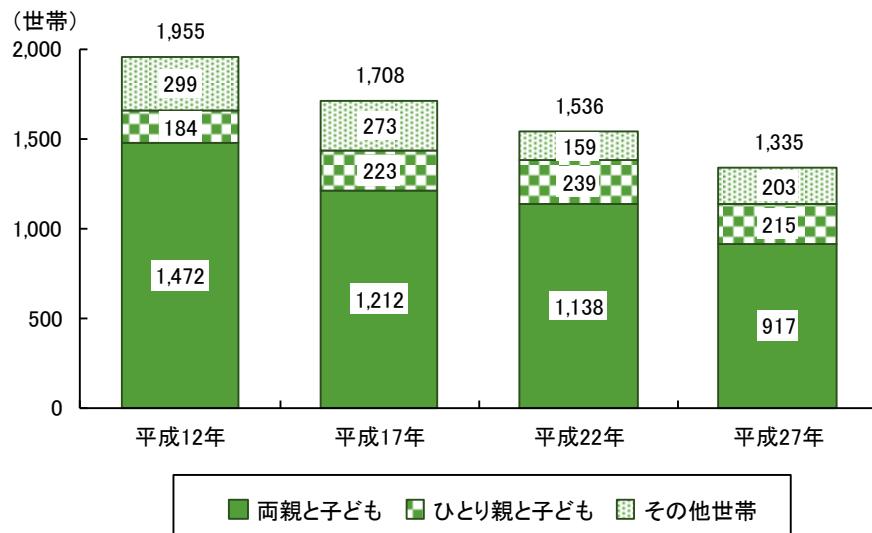
図表 世帯数の推移



資料：国勢調査

18歳未満世帯員のいる世帯類型の推移をみると、世帯数は平成12年の1,955世帯から、平成27年は1,335世帯に減少しています。世帯類型では、平成12年と平成27年を比較すると、「両親と子ども」「その他世帯」は減少していますが、「ひとり親と子ども」は増加しています。また、「両親と子ども」「ひとり親と子ども」を合計した核家族世帯は、85%前後で推移しており、平成27年は84.8%となっています。

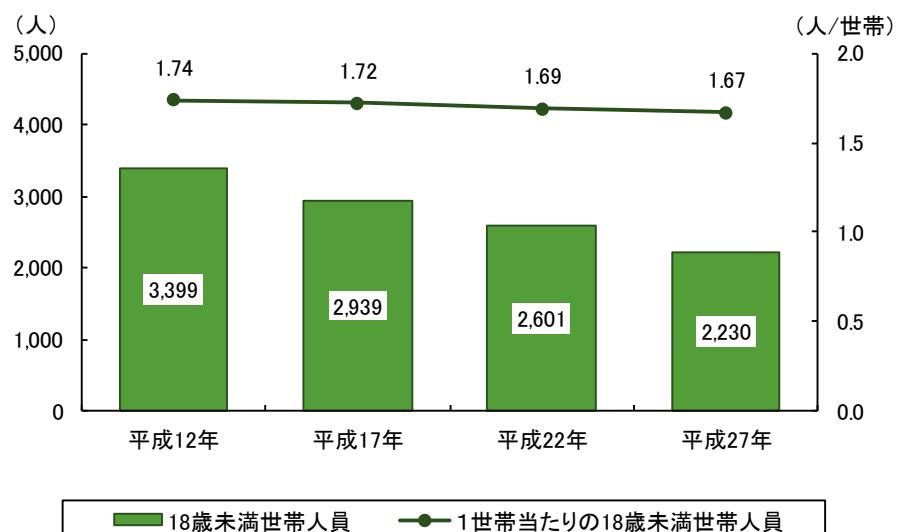
図表 18歳未満世帯員のいる世帯類型の推移



資料：国勢調査

18歳未満世帯員のいる世帯における18歳未満世帯人員の推移をみると、18歳未満世帯人員は減少が続いている、平成12年の3,399人から、平成27年は2,230人となっています。1世帯当たりの18歳未満世帯人員も僅かずつですが減少が続いている、平成27年は1.67人となっています。

図表 18歳未満世帯員のいる世帯における18歳未満世帯人員の推移

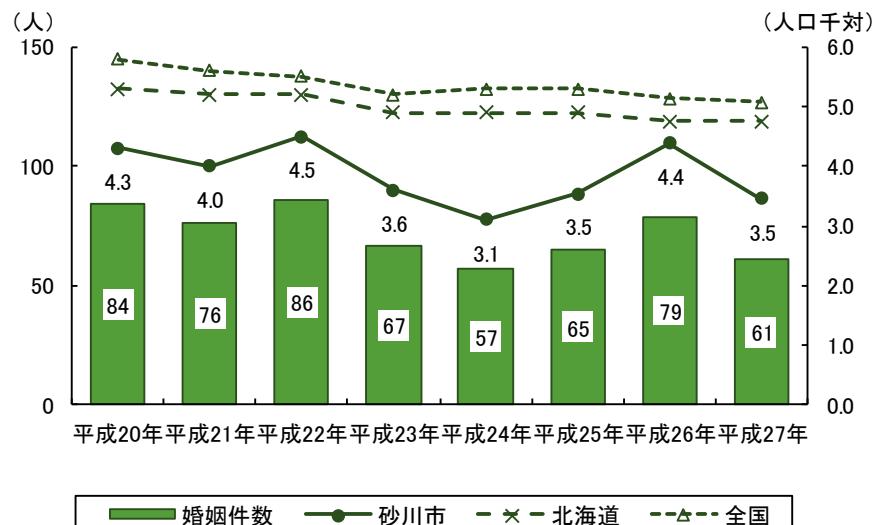


資料：国勢調査

### (3) 家庭環境の状況

婚姻数の推移をみると、本市の婚姻件数は 50~80 件台で推移しています。また、婚姻率を全国や北海道と比較すると、全国や北海道は 5.0 前後で推移していますが、本市では 4.0 前後となっており、いずれの年も全国、北海道よりも低くなっています。

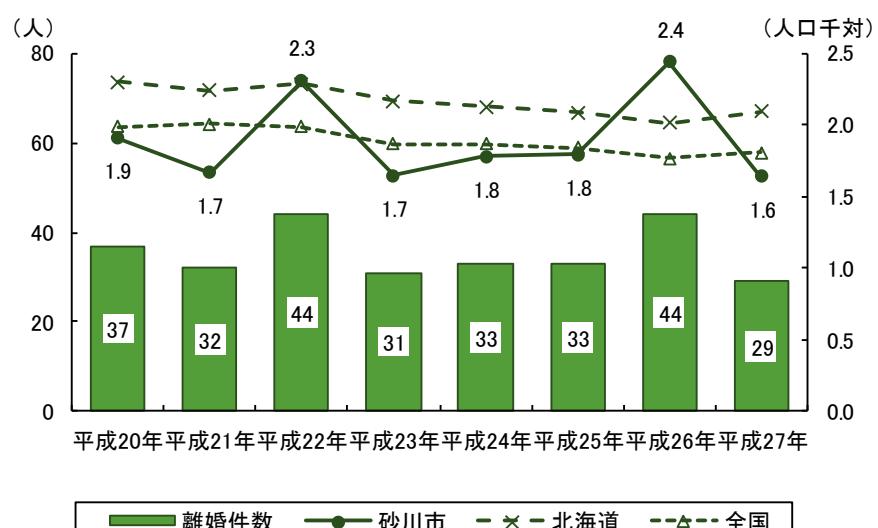
図表 婚姻数の推移



資料：空知地域保健情報年報（平成 20 年～平成 26 年）、北海道保健統計年報（平成 27 年）

離婚数の推移をみると、本市の離婚件数は 20~40 件台で推移しています。また、離婚率は、平成 22 年、平成 26 年を除き、2.0 を下回っており、全国や北海道よりも低くなっています。

図表 離婚数の推移

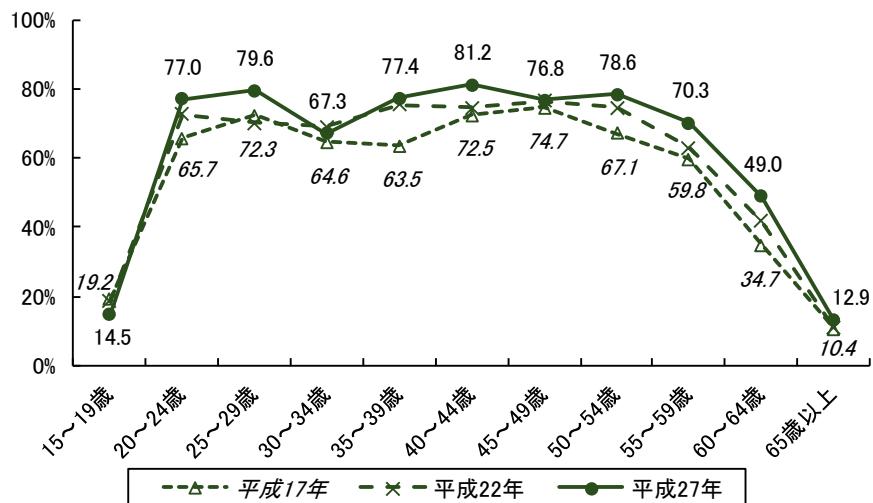


資料：空知地域保健情報年報（平成 20 年～平成 26 年）、北海道保健統計年報（平成 27 年）

#### (4) 就労の状況

女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成 17 年から平成 27 年にかけて、20 歳台前半から 40 歳台前半はおおむね労働力率が上昇していますが、30 歳台前半は大きな変化がみられず、いわゆるM字カーブが顕著となっています。

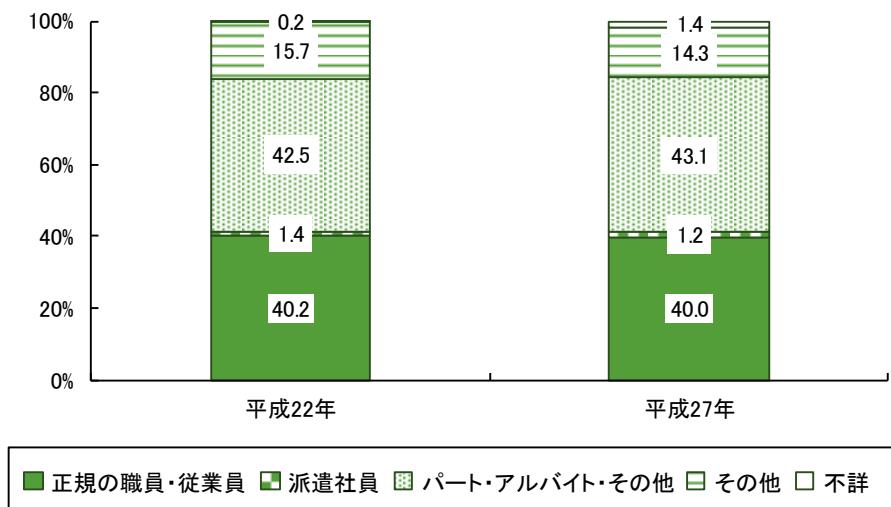
図表 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

女性の従業上の地位別就業者の割合をみると、平成 22 年から大きな変化はなく、平成 27 年は、「パート・アルバイト・その他」が 43.1% と最も高く、次いで「正規の職員・従業員」が 40.0% となっています。

図表 女性の従業上の地位別就業者の割合



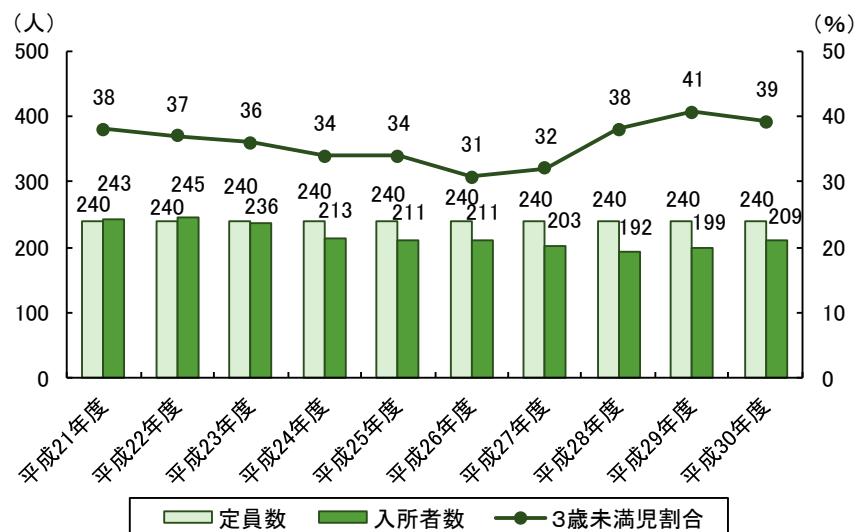
資料：国勢調査

## 2 教育・保育の状況

### (1) 保育所

入所者数は、減少傾向となっており、3歳未満児の利用割合は低下傾向となっていましたが、平成27年度から上昇に転じ、平成30年度はやや低下したものの39%となっています。定員数は、240人で変化はありません。

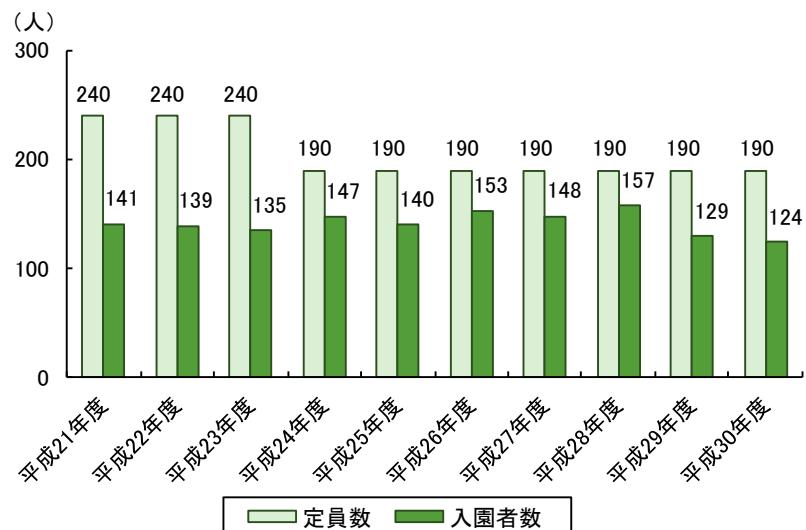
図表 保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



### (2) 幼稚園

入園者数は、130～150人台で推移していましたが、平成29年度以降は120人台に減少しています。定員数は、平成24年度に240人から190人に減少しております。平成30年度は、定員190人に対し、入園者数は124人と約65%の利用となっています。

図表 幼稚園の定員数、入園者数の推移



### (3) 学童保育所

入所者数（月平均入所児童数）は、110人台から120人台で推移しています。入所率は、平成27年度まで7割を超えていましたが、砂川南学童保育所を2施設に分割し、1施設増えた平成28年度以降は6割台となっています。また、平成28年度以降、砂川学童保育所や北光学童保育所の入所児童数が減少している一方、豊沼学童保育所は増加が続いています。

図表 学童保育所の入所者数の推移

	定員 (人)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
砂川南学童保育所	40	39.8	41.8	-	-	-
砂川学童保育所	40	-	-	43.4	42.2	37.1
豊沼学童保育所	40	-	-	8.2	10.9	16.7
中央学童保育所	40	25.8	17.6	22.2	15.3	19.8
北光学童保育所	30	11.5	15.6	18.2	15.2	12.0
空知太学童保育所	40	44.1	39.8	37.0	34.8	38.2
入所人員計	190	121.2	114.8	129.0	118.4	123.8
入所率 (%)		80.8	76.5	67.9	62.3	65.2

※砂川南学童保育所は、平成28年度から砂川学童保育所と豊沼学童保育所に分割

※中央学童保育所は、平成28年度に砂川中央学童保育所から名称を変更

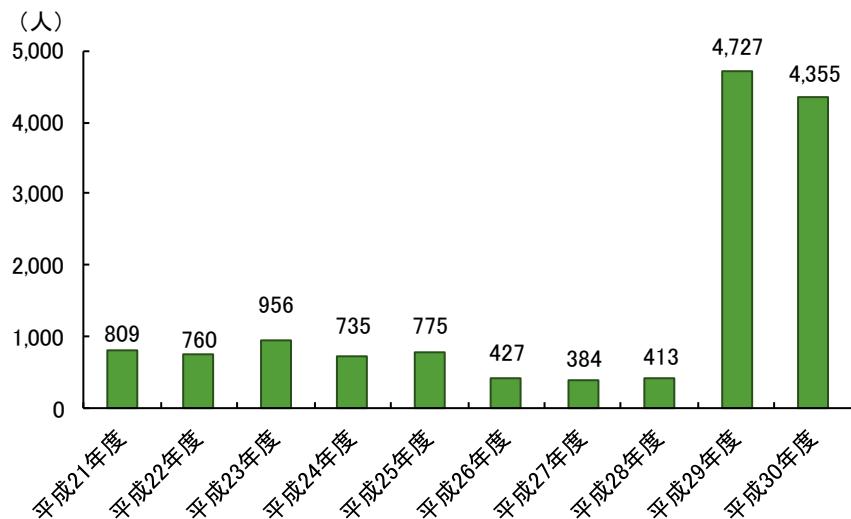
※入所人員計の定員は、平成28年度以降のもの

### 3 地域子育て支援事業の状況

#### (1) 一時預かり事業

利用延べ人数は、平成21年度以降は700人台から900人台で推移していましたが、平成26年度から平成28年度は400人前後に減少しています。平成29年度には、幼稚園型の事業を開始し、利用者数も4,000人台に増加しています。

図表 一時預かり事業の利用者数の推移



※平成29年度から幼稚園型を含む

#### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援センターに「にこにこ広場」と「にこにこサロン」を設置し、相談の受付や情報の提供もそれぞれ行っています。子育て支援センターは地域子育ての拠点として中核的な施設であり、北地区コミュニティセンターや南地区コミュニティセンター、地域交流センターのうにも保育士を派遣し、子育て支援センターのサテライト事業を実施しています。

子育て支援センターの利用者数は、6,000人台から8,000人台で推移しています。

図表 子育て支援センターの利用状況の推移

単位：人、か所

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	7,762	6,563	7,510	7,819	6,953	6,345	8,488	8,874	7,629	6,358
実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

### (3) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況

子育てから手が離れた市民を中心に、子育て支援ボランティアの育成支援に努め、地域住民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

会員数は、協力会員が10人弱で推移し、依頼会員は、20人前後で推移していましたが、平成30年度は46人に増加しています。

図表 ファミリー・サポート・センターの会員数の推移

単位：人

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
協力会員	6	9	8	9	9	8	9	8
依頼会員	6	25	25	24	25	21	18	46
両方会員	1	1	1	1	1	1	2	2

### (4) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の対象者数は、平成26年度まで、100人を超えていましたが、平成27年度に100人を下回り、それ以降は80人台から90人台で推移しています。

図表 妊婦健康診査の対象者数の推移

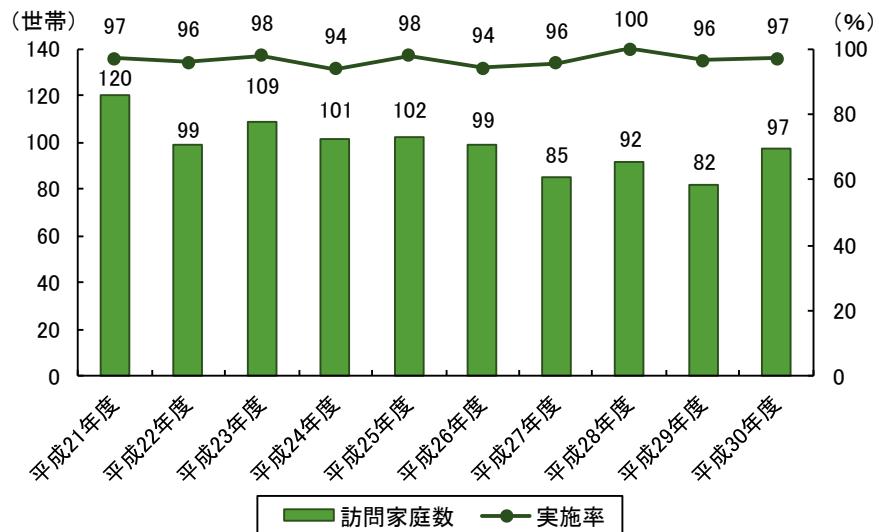
単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数	124	139	115	122	111	108	99	83	93	88

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業による訪問家庭数は、平成 25 年度まではおおむね 100 世帯を超えていましたが、平成 26 年度以降は 80 世帯台から 90 世帯台で推移しています。実施率は、平成 24 年度、平成 26 年度を除き、96%以上となっています。

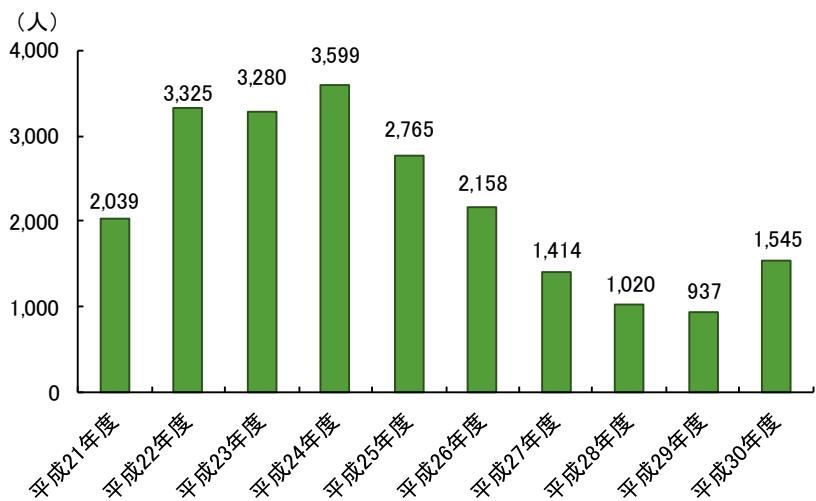
図表 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況の推移



## (6) 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）の延べ利用者数は、平成 24 年度まで増加傾向でしたが、平成 25 年度以降は減少が続き、平成 30 年度には増加しましたが、1,545 人となっています。

図表 時間外保育事業（延長保育）の利用者数の推移



## (7) 病児・病後児保育事業

平成 28 年度から病児・病後児保育事業を開始しており、平成 30 年度の利用者数は 127 人となっています。

図表 病児・病後児保育事業の利用者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	12	131	127

## 4 「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

### (1) 教育・保育施設

「砂川市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育施設の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 教育・保育施設の目標と実績

		単位	第1期計画目標	実績 (平成31年4月)
1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）	特定教育・保育施設	人	0	85
	確認を受けない申出を行った幼稚園	人	170	0
2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）	特定教育・保育施設	人	161	150
	地域型保育事業	人	0	0
	認可外保育施設	人	0	0
3号認定（0歳、保育所を利用希望）	特定教育・保育施設	人	17	12
	地域型保育事業	人	0	0
	認可外保育施設	人	0	0
3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）	特定教育・保育施設	人	62	78
	地域型保育事業	人	0	0
	認可外保育施設	人	0	0

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

「砂川市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

	単位	第1期計画目標	実績 (平成30年度)
利用者支援事業	か所	1	0
地域子育て支援拠点事業	か所	1	1
妊婦健診事業	人	108	142
乳児家庭全戸訪問事業	人	88	97
養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業	人	9	32
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		—	—
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	低学年	人日 4	20
	高学年	人日 8	119
一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型）	幼稚園の一時預かり	人日 2,900	3,623
一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型以外）	保育所の一時預かり (在園児対象型以外)	人日 2,940	732
	子育て援助活動支援事業	人日 300	38
時間外保育事業（延長保育）	人	80	38
病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	病児・病後児保育事業	—	127
	子育て援助活動支援事業	—	—
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	低学年	人 130	138
	高学年	人 30	65

## 5 子ども・子育て支援の課題

子どもを取り巻く現状やアンケート調査結果を踏まえ、子ども・子育て支援の課題を整理しました。

### (1) 安心して子育てができる環境づくり

アンケート結果から、国や市に期待する政策として、就学前児童、小学生ともに、「必要な時にいつでも受診できる小児医療体制を確立すること」と「子どもが安心して外で遊んだり通学したりできるよう、防犯対策を充実させること」が高くなっています。安心して子どもを育てられる環境づくりが求められています。また、結婚・出産・子育て期の女性の就労意向は高まっていますが、子育て家庭では核家族世帯が8割を超え、地域とのつながりが希薄化する中、多くの保護者が子育てに何らかの不安や負担を抱えています。このため、子育て中の保護者の不安や負担を軽減させる支援を家庭や地域、企業、行政などが協力して行い、地域で安心して子育てができる環境づくりを、生活環境や職場環境をはじめとした様々な面から進めていくことが求められます。

### (2) 多様な教育・保育ニーズへの対応

本市では、30歳台前半を除き、結婚・出産・子育て期の女性の労働率が上昇してきており、アンケート結果からも母親の就労している割合が前回調査を上回っていて、今後も女性の労働率は上昇傾向が続き、共働き世帯は増加していくものと考えられます。また、病気の際の病児・病後児保育施設等や、子育て中の保護者の負担軽減を図る一時保育等の不定期に利用する事業には一定の利用意向がみられます。こうした状況に対応できるよう、教育・保育環境や様々な子育て支援の整備・充実を図ってきていますが、今後も社会情勢等の変化、就労形態や価値観等の多様化に伴い、多様な教育・保育ニーズが顕在してくることも考えられます。このため、今後も、多様化する教育・保育ニーズを的確に把握し、状況に合わせた対応を取っていくことが求められます。

### (3) 配慮を必要とする子どもやその家庭へのきめ細かな取組

地域とのつながりの希薄化や核家族化の進行により、家庭環境や地域での子育てに関する状況が変化してきています。本市でも、18歳未満の世帯員のいる世帯では、多くが核家族世帯であり、ひとり親家庭も一定数を占めていますが、こうしたひとり親家庭の中には、経済的に不安定な家庭もあるものと考えられます。また、アンケート結果から、子育ての不安や負担について、とても不安や負担を感じている割合は、1割に満たないものの、こうした不安や負担が更に大きくなると、子どもの虐待につながってしまう危険性もあります。本市では、関係機関との連携により、児童虐待の防止や支援を図るとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭など、特別な配慮や支援の必要な家庭、子どもに対する支援を行ってきました。今後も、全ての子どもが健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じたきめ細かな支援を行っていくことが求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### (1) 基本理念

子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、ひとり親家庭の自立を支援し、幸せに生活することができるまちづくりを目指します。このため、これまでの取組や考え方を発展的に踏襲し、子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

#### 子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

#### (2) 基本的方針

子どもは社会の宝であり、一人ひとりの子どもの幸せは、社会全体の願いです。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、未来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるため、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つと考えます。

子育ては、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の不安感や負担を軽減し、喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援することが大切です。

子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させ、妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない支援を実施し、家庭を中心に保育所、学校、地域、企業、その他社会を構成する全ての人々が、子ども・子育て支援への関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を果たすことにより、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

### 2 基本的視点

#### (1) 次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり

子どもの育ちにおいては、おおむね1歳に達するまでの乳児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感が醸成され、身体面でも著しく発達する重要な時期です。

また、おおむね3歳に達するまでの幼児期は、行動範囲が拡大し、特定の大人への安心感を基礎として自発性を持ち、徐々に広がる人間関係を通じて社会性を身に付ける時期です。

おおむね3歳以上の幼児期は、遊びを中心とした生活の中で豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われるとともに、自我や主体性が芽生える重要な時期です。さらに、小学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性が発達し、心身の成長も著しい時期です。

こうした、子どもの発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえ、全ての子どもが健やかに成長できるよう、それぞれの子どもにとって適切で質の高いまちづくりを目指します。

## **(2) 保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり**

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進行しており、本市においても全国的な傾向以上に出生率や年少人口（0～14歳）割合の低下が進んでいます。

また、近年、核家族化の加速や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化し、併せて共働き家庭や非正規雇用割合が増加するなど、親の就労状況も変化しています。

このような状況において、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、誰もが安心して子どもを育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、子育てしやすい環境整備に努めます。

また、男女ともに親が、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもと向き合い、親として成長できるよう、子育て中の親の気持ちを受け止めることなど、良好な親子関係の形成を支援していくことで、子どもにとってもより良い育ちの環境を実現していくことを目指します。

## **(3) 社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり**

子どもの健やかな成長を実現するためには、社会における一人ひとりが、子どもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが大切です。

全ての子どもが身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携し、特別な配慮をする子どもへの支援の充実を図るとともに、子育て中の保護者も含めた全ての人が、仕事と家庭を両立しやすいよう支援を推進するなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

### 3 施策体系

砂川市子ども・子育て支援の施策について、体系や方向性をまとめます。

基本理念	基本的視点	基本施策	主な事業
子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり	次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幼児期の学校教育・保育の充実</li> <li>■ 子どもの居場所づくり</li> <li>■ 障がい児支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 低年齢児保育（乳児）</li> <li>◎ 保育士等の育成</li> <li>◎ 学童保育事業</li> <li>◎ 放課後子ども教室</li> <li>◎ 子ども交流ゾーン</li> <li>◎ 子ども通園センター</li> <li>◎ ことばの教室</li> <li>◎ 肢体不自由児療育訓練事業</li> <li>など</li> </ul>
	保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子保健の充実</li> <li>■ 親子のふれあいの場づくり</li> <li>■ 多様な子育て支援サービスの充実</li> <li>■ 情報提供・相談体制の整備</li> <li>■ 経済的支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業</li> <li>◎ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>◎ 子育て世代包括支援センター事業</li> <li>◎ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>◎ 保育所（園）開放事業</li> <li>◎ 養育支援訪問事業</li> <li>◎ ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>◎ 一時預かり事業</li> <li>◎ 時間外保育事業（延長保育）</li> <li>◎ 利用者支援に関する事業</li> <li>◎ 乳児おむつ無料クーポン券支給事業</li> <li>◎ 乳幼児等医療費助成事業</li> <li>など</li> </ul>
	社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童虐待防止対策の充実</li> <li>■ ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>■ 仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進</li> <li>■ 経済的困難を抱える家庭への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 家庭児童相談</li> <li>◎ 砂川市要保護児童対策地域協議会</li> <li>◎ 民生児童委員協議会</li> <li>◎ 母子・父子家庭相談</li> <li>◎ 児童扶養手当支給事業</li> <li>◎ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業</li> <li>◎ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業</li> <li>◎ 労働環境の改善促進</li> <li>◎ 就学援助制度</li> <li>など</li> </ul>

## 第4章 施策の展開

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」と、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の方策」を記載することとされています。また、「量の見込み」と「確保の方策」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域(以下「提供区域」という。)」を定めることとなっています。

提供区域は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することになります。

本市は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とし、市内全域を1つの提供区域として設定します。

#### (1) 砂川市における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、砂川市内全域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から市内全域を基本とします。

11の事業	提供区域	考え方
<b>利用者支援に関する事業</b> 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を実施する事業	市内全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、砂川市内全域とします。
<b>地域子育て支援拠点事業</b> 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、砂川市内全域とします。
<b>妊婦に対して健康診査を実施する事業</b> 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市内全域	現状どおり、砂川市内全域とします。

11 の事業	提供区域	考え方
<b>乳児家庭全戸訪問事業</b> 生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業	市内全域	現状どおり、砂川市内全域とします。
<b>養育支援訪問事業</b> 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援等を行う事業	市内全域	乳児家庭全戸訪問事業と同様に、砂川市内全域とします。
<b>子育て短期支援事業</b> (ショートステイ・トワイライトステイ) 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	市内全域	他事業における現状の提供体制を踏まえ、砂川市内全域とします。
<b>子育て援助活動支援事業</b> (ファミリー・サポート・センター) 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、砂川市内全域とします。
<b>一時預かり事業</b> 保育所その他の場所において、一時的に子どもを預かる事業	市内全域	教育・保育施設での利用も含むため、砂川市内全域とします。
<b>時間外保育事業（延長保育）</b> 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、砂川市内全域とします。
<b>病児・病後児保育事業</b> 保育の必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	市内全域	他事業における現状の提供体制を踏まえ、砂川市内全域とします。
<b>放課後児童健全育成事業</b> (学童保育所) 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図る事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、砂川市内全域とします。

## 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期

### (1) 教育・保育の量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ把握調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

#### 【認定区分】

「子ども・子育て支援法」第19条等に基づき、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分が設けられています。

保護者の申請を受け、市が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）した上で施設型給付を行う仕組みとなっています。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の教育希望 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付ではなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

### (2) 教育・保育の提供体制の確保内容と実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ把握調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前の児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

#### ① 1号認定（3歳以上、幼児期の教育希望）

##### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	93人	93人	88人	89人	81人
確保の内容	150人	150人	150人	150人	150人
特定教育・保育施設	150人	150人	150人	150人	150人
確認を受けない申出を行った幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	57人	57人	62人	61人	69人

※必要利用定員総数＝幼児期の教育・保育の量の見込み

※確認を受けない申出を行った幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

## ②2号認定（3歳以上、保育の必要性あり）

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	168人	166人	158人	159人	145人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	26人	25人	24人	24人	22人
上記以外	142人	141人	134人	135人	123人
確保の内容	214人	214人	214人	214人	214人
特定教育・保育施設	184人	184人	184人	184人	184人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	30人	30人	30人	30人	30人
過不足	46人	48人	56人	55人	69人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## ③3号認定（0歳、保育の必要性あり）

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	11人	11人	10人	10人	10人
確保の内容	22人	22人	22人	22人	22人
特定教育・保育施設	17人	17人	17人	17人	17人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	5人	5人	5人	5人	5人
過不足	11人	11人	12人	12人	12人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## ④3号認定（1・2歳、保育の必要性あり）

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	51人	44人	43人	42人	42人
確保の内容	74人	74人	74人	74人	74人
特定教育・保育施設	59人	59人	59人	59人	59人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
過不足	23人	30人	31人	32人	32人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### (3) 市立保育所における保育の実施

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）については、以下の基準を策定します。また、この認定に基づき、市立保育所では保育時間を確保します。

#### 【保育必要性の事由と保育必要量】

保育の必要性の事由によって、次のように保育の必要量（時間）を「保育標準時間」と「保育短時間」と区分して、認定します。

	事由	保育必要量の区分	保育の必要量の認定基準
①	就労（月に48時間以上）	保育標準時間	月に120時間以上の就労
		保育短時間	月に48時間以上120時間未満の就労
②	妊娠、出産（産前2か月、産後2か月）	保育標準時間	
③	保護者の疾病、障がい	保育標準時間	
④	同居又は長期入院している親族の介護・看護	保育標準時間	月に120時間以上の介護等
		保育短時間	月に48時間以上120時間未満の介護等
⑤	災害復旧	保育標準時間	
⑥	求職活動（起業準備を含む）（90日以内）	保育標準時間	
⑦	就学（訓練学校等における職業訓練を含む）	保育標準時間	月に120時間以上の就学
		保育短時間	月に48時間以上120時間未満の就学
⑧	虐待、DVのおそれがあること	保育標準時間	
⑨	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	保育標準時間	
⑩	その他上記に類する状態として市が認めた場合	保育標準時間	
		保育短時間	

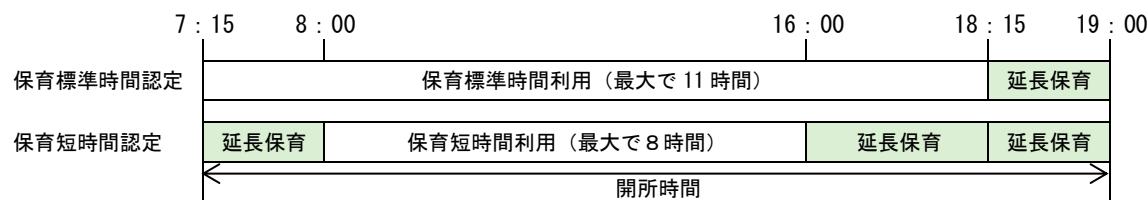
#### 【保育必要量の認定】

保育の必要性の事由によって、保育の必要量（時間）を「保育標準時間」と「保育短時間」と区分して、認定します。

保育の必要量	利用上限時間
保育標準時間	1日上限11時間（午前7時15分～午後6時15分） ※この時間帯を超えて利用する場合は、延長保育の利用となります。
保育短時間	1日上限8時間（午前8時～午後4時） ※この時間帯を超えて利用する場合は、延長保育の利用となります。

#### 【市立保育所の保育時間】

保育標準時間と保育短時間で認定することに伴い、保育時間は次のようになります。



#### (4) 幼児教育・保育の無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別	対象となる子ども	内容
子ども・子育て支援新制度移行幼稚園等	満3～5歳	利用料が無償化
認可保育所 認定こども園等	0～5歳	利用料が無償化（0～2歳は住民税非課税世帯の子どものみ）
子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園等	満3～5歳	月額2.57万円を上限として利用料が無償化
認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業等	0～5歳	保育の必要性があると認定を受けた3～5歳の子どもの利用料を月額3.7万円まで無償化（0～2歳は住民税非課税世帯のみ月額4.2万円まで）
預かり保育事業	満3～5歳	幼稚園等に在園している保育の必要性があると認定を受けた3～5歳の子どもの利用料を、利用日数に応じて（450円×利用日数）月額1.13万円まで無償化（満3歳は住民税非課税世帯のみ月額1.63万円まで）
障がい児通園施設	3～5歳	3～5歳の障がい児通園施設を利用する子どもの利用料を無償化

### 3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

#### (1) 基本的方針

幼児期の教育・保育の一体的な提供については、幼稚園機能と保育所機能の統合のみならず、保護者の就労の実態、教育・保育の質の向上、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることなどを大切に考え、子どもが健やかに育成されるための環境づくりを進めていくことが重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していくことは、本市の未来を見据える上で重要な施策の一つです。

## (2) 認定こども園について

小学校就学前の子どもに対する教育・保育については、従来、幼稚園・保育所により担われてきましたが、親の就労形態の変化、少子化等により教育・保育に対するニーズも大きく変化してきました。このような状況の中、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備をするため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が平成18年6月に公布され、同年10月から認定こども園制度がスタートしました。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。保護者の就労の有無に関わらず、0歳から就学前の全ての子どもが利用可能になるなどメリットもありますが、認定こども園を先駆けて整備した市町村からは、「保育時間がまったく異なる子どもたちを、同じ施設で保育することはできない」「直接契約制度は、保育所をさがす親の“負担”と“不安”を倍増させる」などのデメリットも出てきています。

本市としては、認定こども園制度への移行については、慎重に議論を重ね、見定める必要があると考えています。既存の幼稚園・保育所での教育・保育体制を維持し、それぞれの教育・保育方針を尊重しつつ、相互に連携・協働する体制を構築し、市民に向け一體的な子育て支援サービスの提供に努めています。

## 4 教育・保育の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた改善努力を行います。

### ①保育教諭の資格取得の促進

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、学校教育と保育を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園での勤務が可能となる、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を持つ保育教諭について、資格取得の特例制度などを活用し、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の取得促進に向けた支援に努めます。

### ②幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修会の開催などによる支援に努めます。

### **③保育士の処遇改善**

保育の担い手である保育士の確保が全国的な課題となっていることから、本市においても、国や道の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。

### **④特に配慮をする子どもに関わる職員の資質向上**

健康状態や発達の状況、家庭環境等から配慮をする子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上を図ります。

## **5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用に向けた方策**

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供に努めます。

### **①保護者に対する情報提供の充実**

市ホームページや広報紙などで、教育・保育の正確な情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。

また、妊娠届出時や出産後における「乳児家庭全戸訪問事業」の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、今後は、より充実した情報提供、相談対応ができるよう子育て世代包括支援センターの設置について検討します。

### **②相談支援体制の充実**

子どもや保護者にとって身近な子育て支援センター等を活用し、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じています。

また、「利用者支援事業」を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行うことにより、円滑な事業利用へとつなげます。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。さらに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象] 0～5歳

子育て世代包括支援センターでの実施について検討します。

目的	子ども及びその保護者等又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、支援する。		
内容	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行う。		
対象	0歳～就学前の親子	期間	通年

#### ■量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施予定期数	基本型・特定型	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※実施体制

実施機関：ふれあいセンター、子育て支援センター、子育て支援係

### (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象] 0歳～就学前

[単位] 延べ利用者数（年間）人回／年

現状に引き続き実施します。

### (ア) にこにこ広場

目的	保育士による情報提供、親子や子ども同士が一緒に遊びながら交流を深める場を提供することにより子育て支援を推進する。		
内容	保育士が歌や体操、季節ごとの工作遊びやゲームなど、親子や子ども同士が一緒に遊べるプログラムを作成するほか、運動会や季節の行事など様々な事業を実施する。		
対象	0歳～就学前の親子（登録制）	期間	通年

### (イ) にこにこサロン

目的	親子や子ども同士が一緒に遊びながら交流を深める場を提供し、子育て支援を推進する。		
内容	親子や子ども同士が一緒に遊べる場や、親同士が子育てについての情報交換ができる場を提供する。		
対象	0歳～就学前の親子	期間	通年

### ■量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5,383人回	4,888人回	4,770人回	4,691人回	4,592人回
確保の方策	利用者数	5,500人回	5,000人回	5,000人回	5,000人回	5,000人回
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※実施体制

実施機関：子育て支援センター

### (3) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。正式には、「妊婦一般健康診査事業（道協定委託）及び砂川市妊婦一般健康診査費用助成事業」です。

現状に引き続き実施します。

目的	妊娠期の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な児の出生を促す。		
内容	妊婦一般健康診査受診票14枚（超音波検査6回含）と砂川市妊婦一般健康診査補助券（15回目以降の健診及び超音波検査有料回分）を妊娠届出時と妊婦健康相談時に分けて発行し、受診を促す。健診は委託医療機関において実施。		
対象	妊婦	期間	通年

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100人	96人	93人	90人	89人
確保の方策	100人	96人	93人	90人	89人

※実施体制

実施場所：委託医療機関

実施体制：医療機関と委託契約

検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目

実施時期：通年実施

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象] 0歳

現状に引き続き実施します。

目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後に続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援をし、母子の健康の保持増進を図る。		
内容	こんにちは赤ちゃん事業として、全新生児を対象に保健師による家庭訪問を実施。親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、必要に応じて地域社会や関係部局と連携を図る。		
対象	0歳～生後4か月までの親子	期間	通年

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	86人	83人	80人	78人	77人
確保の方策	86人	83人	80人	78人	77人

※実施体制

実施機関：ふれあいセンター

協力部署：子育て支援センター

## (5) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

[対象] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）  
現状に引き続き実施します。

### (ア) 乳児幼児訪問指導

目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後に続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援し、母子の健康の保持増進を図る。		
内容	乳幼児健診などで支援が必要と判断したもの、心身障がい児、健診未受診者などを対象に家庭訪問を実施。		
対象	0歳～就学前までの親子	期間	通年

### (イ) 妊産婦訪問指導

目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後に続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援し、母子の健康の保持増進を図る。		
内容	全初妊婦・妊娠8か月以降届出の者・異常の既往などで支援の必要な者を対象に家庭訪問を実施し、相談・指導を行う。産婦の対象は乳児家庭全戸訪問事業に準じる。		
対象	妊産婦	期間	通年

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11人	11人	10人	10人	10人
確保の方策	11人	11人	10人	10人	10人

※実施体制

実施機関：ふれあいセンター、子育て支援センター、子育て支援係

（注）対象について（児童福祉法第6条の2第5項の規定より）

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

### ※砂川市要保護児童対策地域協議会

目的	児童虐待など複雑、多様化する児童に関する諸問題の未然防止や発生時の迅速な対応を図るために関係各機関が集い、児童虐待の未然防止や対策など協議を行う。		
内容	要保護児童及びその保護者に対する情報の交換、支援の内容に関する協議、支援方策の具体的な検討や支援。		
対象	関係機関	期間	必要の都度随時

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

現在、当該事業の実施はしていません。

今後も、需要の状況に応じ、設置を検討します。

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策	－	－	－	－	－

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録してもらい、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う、就学児が対象の事業です。

[対象] 就学児 ※本市では未就学児も対象としています。

現状に引き続き実施します。

目的	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、地域における子育て支援環境づくりに努める。				
内容	急な残業時や、保育所や習い事への送迎時など、突発的で変動的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助が必要な人（依頼会員）と子どもを預かることのできる人（協力会員）による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、依頼に応じて協力会員により保育を実施し、子育て中の保護者の育児をサポートする。（料金は別途徴収する）				
対象	満1歳以上の未就学児及び就学児			期間	通年

### ■量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	32人日	30人日	29人日	29人日	28人日
	高学年	92人日	88人日	86人日	83人日	82人日
確保の方策	低学年	32人日	30人日	29人日	29人日	28人日
	高学年	92人日	88人日	86人日	83人日	82人日

※実施体制

実施機関：子育て支援センター（ファミリー・サポート・センター）

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かりを行う事業です。

[対象] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外の1～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人日／年

### ①幼稚園の一時預かり（幼稚園型）

現状に引き続き実施します。

目的	幼稚園において、教育課程に係る教育時間の前後や休業日において、在園児を対象に教育活動を行うことで、職業などを持っているが、子どもを幼稚園に通わせたいという保護者のニーズに対する支援や、家庭や地域の教育力を補完し、その再生・向上を図る。		
内容	砂川天使幼稚園において、月～金曜日（8時～10時、14時～17時）及び長期休業中（9時～16時）に在園児を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）		
対象	在園児	期間	通年

#### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計	2,659人日	2,638人日	2,502人日	2,528人日	2,303人日
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	2,078人日	2,079人日	1,966人日	1,991人日	1,777人日
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	581人日	559人日	536人日	537人日	526人日
確保の方策	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日

※実施体制

実施機関：砂川天使幼稚園

### ②保育所等の一時預かり（幼稚園型以外）

現状に引き続き実施します。

目的	保育所に入所していない児童で保護者の疾病等により緊急的に保育を必要とする児童、並びに保護者の育児に伴う負担の解消のため一時的に保育を必要とする児童に対して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。		
内容	ひまわり保育園において、月～土曜日（8時30分～17時）まで1～5歳児を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）		
対象	事前に利用申込みをした1～5歳児	期間	通年

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	961人日	907人日	874人日	870人日	826人日
保育所の一時預かり (幼稚園型以外)	917人日	865人日	833人日	830人日	787人日
子育て援助活動支援事業	44人日	42人日	41人日	40人日	39人日
確保の方策	2,974人日	2,972人日	2,971人日	2,970人日	2,969人日
保育所の一時預かり (幼稚園型以外)	2,930人日	2,930人日	2,930人日	2,930人日	2,930人日
子育て援助活動支援事業	44人日	42人日	41人日	40人日	39人日

※実施体制

実施機関：ひまわり保育園

### (9) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育標準時間又は保育短時間を超えて、朝は午前7時15分から、夜は午後7時00分までの保育を実施する事業です。

[対象] 1～5歳

現状に引き続き実施します。

目的	保育所入所児童のうち、勤務等が長時間にわたる保護者の希望に基づき時間を延長して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。			
内容	市内の3保育所で1～5歳児を対象に午後7時00分までの保育を行う。保育料は別途徴収。			
対象	保育所入所児童 1～5歳児	期間		通年

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	76人	73人	70人	70人	66人
確保の方策	80人	80人	80人	80人	80人

※実施体制

実施機関：ひまわり保育園、さくら保育園、空知太保育所

## (10) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気につかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 生後6か月～小学校3年生

現状に引き続き実施します。

目的	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病中又は病気の回復期にある子どもを一時的に保育し、安心して子育てができる環境の整備や児童の福祉の向上を図る。		
内容	生後6か月から小学校3年生までを対象とし、病中又は病気の回復期にある子どもを、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わり、砂川市立病院内の施設で一時的に保育する。		
対象	生後6か月～小学校3年生	期間	通年

### ■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,040人日	988人日	950人日	947人日	892人日
確保の方策	879人日	879人日	879人日	879人日	879人日
病児・病後児保育事業	879人日	879人日	879人日	879人日	879人日
子育て援助活動支援事業	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

[対象] 就学児（6～11歳）

現状に引き続き実施します。

目的	保護者の就労等により保育を必要とする小学校の就学児童に対し、遊びの場及び生活の場を提供するとともに、保護者に代わり保育することにより、児童の健全な育成を図る。		
内容	保護者から申請があった小学生を放課後や土曜日、長期休業中に指導員が保育する。保育内容は、自由遊びや集団遊び、生活習慣を身に付ける活動、誕生会などの行事を行う。		
対象	小学生	期間	通年

## ■量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	33人	35人	35人	34人	34人
	2年生	29人	27人	28人	29人	28人
	3年生	19人	24人	23人	24人	24人
	4年生	16人	16人	20人	19人	19人
	5年生	16人	10人	9人	12人	11人
	6年生	9人	11人	7人	7人	8人
	低学年	81人	86人	86人	87人	86人
	高学年	41人	37人	36人	38人	38人
確保の方策	低学年	140人	150人	150人	150人	150人
	高学年	50人	40人	40人	40人	40人

※実施体制

実施機関：砂川学童保育所、豊沼学童保育所、中央学童保育所、北光学童保育所、空知太学童保育所

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収の対象となる子どもの見直しがあったため、対象児童を適切に把握した上で事業の実施を検討していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受皿拡大や子ども・子育て支援新制度を円滑に実施していくために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

現状の保育施設にないものに対して、需要を検討しながら手段を講じていきます。

## 7 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

国は、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。その中で、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」などの問題を解消するために、「新・放課後子ども総合プラン」においては、学童保育と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方向性が示されています。

本市では、学童保育の推進はもちろんのこと、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無に関わらない、子どもの安全・安心な居場所づくりとして、事業を推進していきます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、学童保育所及び放課後子ども教室を一体的又は連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。また、放課後子ども教室を未実施の2か所の小学校区において、令和3年度からの開設を目指し、全ての小学校区において、学童保育所と放課後子ども教室を実施することで、連携の強化を図っていくこととします。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係機関への働きかけを行っていきます。

## 8 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有することや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、これらの連携を推進します。

## 9 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、地域資源や民生児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して児童虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠と考えます。

### (1) 関係機関との連携及び市における相談体制の強化

子ども・子育てに関する相談は、「にこにこ広場」をはじめ、「にこにこサロン」、コミュニティセンターや地域交流センター等で実施している「サテライト事業」などを通じて子育て支援センターで相談を受けています。さらに、ふれあいセンター、社会福祉課、学務課、各保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。子どもが家庭を含めて、安心して安定した社会生活を送ることができるよう、今後もこうした相談体制の維持・強化に努めています。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制を軸に関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行うとともに、実際の児童虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児童への組織的な対応や適切なアセスメントを確保していくことが必要となります。このため、関係機関との情報共有、連携を図るとともに、関係機関への専門性を有する職員の訪問や、北海道が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通告を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道と相互に協力して、児童虐待による重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

### (2) 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動、地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するよう努めます。特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに、幼稚園や保育所、小中学校、スクールソーシャルワーカー、子どもに関わる機関等の地域資源や、民生児童委員をはじめ、子育て世帯の保護者や市民の皆様の「地域のちから」を活用して児童虐待の防止、早期対応に努めます。

## 10 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子・父子自立支援員による母子・父子家庭相談や就業支援、保育及び放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、同法に基づく国的基本方針及びこれに即して北海道が策定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

### （ア）手当等の支給

取組	児童扶養手当支給事業	社会福祉課子育て支援係
目的	児童を養育している母子・父子家庭等に対して手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進に努める。	
内容	母子・父子家庭等で児童を養育している者の申請により、受給者資格及び児童扶養手当の額について認定を行い、対象となった者に児童扶養手当を支給する。	
対象	母子・父子家庭等で児童を養育している者	
期間	通年（定期払い 年6回）	

取組	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	社会福祉課子育て支援係
目的	母子・父子家庭等を対象とした福祉資金の貸付けにより、その家庭の経済的自立が助長されるよう努める。	
内容	資金の種類は13種類あり、対象者、償還、利子についても取扱いが異なるため、制度の説明や相談に応じ、目的に応じた資金の貸付けの申請を受ける。	
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父、母子福祉団体、父母のない児童	
期間	通年	

取組	ひとり親家庭等医療費助成事業	市民生活課保険係
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。	
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（所得制限あり） 就学前の子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。	
対象	ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子（親は入院医療費のみ対象）、又は両親の死亡若しくは行方不明等により、他の家庭で扶養されている20歳未満の子。ただし、18～20歳未満の子は、大学・専門学校等に在学しているなどの理由により扶養されている場合のみ対象。	
期間	通年	

### （イ）相談・指導

取組	母子・父子家庭相談	社会福祉課子育て支援係
目的	母子・父子家庭等からの相談を母子・父子自立支援員が応じることにより、その家庭の自立支援を促進するとともに、家庭生活の安定及び向上に努める。	
内容	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等からの相談に応じ、助言及び指導を行う。	
対象	母子・父子家庭等	
期間	通年	

(ウ) 就労等支援

取組	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	社会福祉課子育て支援係
目的	母子家庭の母又は父子家庭の父は、職業経験が乏しく技能も十分でない方も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にあることも多いため、個々の主体的な能力開発の取組を支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図り、家庭生活の安定及び向上に努める。	
内容	母子家庭の母及び父子家庭の父が資格を取得するため、対象となる教育訓練の受講のために支払った講習受講費用の一部を支給する。	
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父	
期間	通年	

取組	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	社会福祉課子育て支援係
目的	母子家庭の母又は父子家庭の父は、職業経験が乏しく技能も十分でない方多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にあることも多いため、個々の主体的な能力開発の取組を支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図り、家庭生活の安定及び向上に努める。	
内容	母子・父子家庭の母及び父が就業に結びつきやすい資格を取得するための養成機関での受講に際し給付金等を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする。 また、看護師等の資格取得希望者に対しては、給付金と、市独自で交通費（JR定期券代）を支給する。	
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父	
期間	通年	

取組	母子・父子自立支援プログラム策定事業	社会福祉課子育て支援係
目的	個々の児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、これを基に公共職業安定所と連携することにより、継続的な相談及び情報提供を充実させ、就業・自立支援を行う。	
内容	自立・就労に対する意欲がある児童扶養手当受給者から経済的な相談や就職の相談があった際には、公共職業安定所へ同行するなど、就職に関する助言、指導を行い、自立・就労への支援を行う。	
対象	児童扶養手当受給者	
期間	通年	

取組	母子世帯向け住宅の管理	建築住宅課住宅係
目的	母子世帯向けの住宅の確保を図ることにより、母子家庭における生活の安定と福祉の増進に努める。	
内容	20歳未満の子どもを扶養している母子で、公営住宅への入居を希望している者に対して優先的に措置できるよう、公営住宅の一部（三砂団地D棟3F6戸）を特定目的住宅として管理する。	
対象	20歳未満の子どもを扶養している母子	
期間	通年	

## 11 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見、治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診、学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。そして、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、市、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について、適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに、家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業（学童保育所）を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

取組	児童発達支援	子ども通園センター
目的	心身の発達や成長に、遅れや心配のある児童に対し、その発達を促すことを目標に、関係機関と連携しながら、必要な療育指導、相談、援助を行い、健やかな成長を家族と一緒に目指す。	
内容	対象児童及び保護者に一緒に通園してもらい、指導員が日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練、保護者に対する助言などのサービスを提供する。	
対象	2市4町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）の市町が発行する受給者証を持つ児童及びその保護者（0歳から小学生まで）	
期間	通年	

取組	障がい児保育（保育所）	社会福祉課子ども保育係
目的	保護者の就労等により保育を必要とする障がい児の成長と自立支援のため、障がい児保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。	
内容	市内の3保育所で、障がいの程度に応じて保育士を加配し、集団保育の中で障がい児保育を行う。	
対象	障がいが特別な医療処置を必要としない程度、集団保育が可能、毎日通所できる児童	
期間	通年	

取組	障がい児保育（学童保育所）	社会福祉課子ども保育係
目的	保護者の就労等により保育を必要とする障がい児の成長と自立支援のため、障がい児保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。	
内容	市内の5学童保育所で、集団保育の中で障がい児保育を行う。	
対象	集団保育が可能な障がい児	
期間	通年	

取組	肢体不自由児療育訓練事業	社会福祉課子育て支援係
目的	運動発達に遅れがみられる又は肢体に障がいのある児童（者）に対し、理学療法士による適切な訓練を行うことにより、運動発達の促進や障がいの進行を抑制する。また、軽度の障がいのある児童に対しては、日常生活に役立つ訓練を施し自立を促す。	
内容	関係機関の理学療法士により、運動発達に遅れがみられる又は肢体に障がいのある児童に訓練を行う。また、今後は言語発達に遅れがみられる児童に対しても、言語聴覚士により、療育訓練を行う。	
対象	運動発達に遅れがみられる又は肢体に障がいのある児童（者）、言語発達に遅れがみられる児童	
期間	月1回程度	

取組	障害児福祉手当支給事業	社会福祉課社会福祉係
目的	重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする障がい児に手当を給付することにより、当該児や介護者の負担の軽減に努める。	
内容	在宅の重度の障がい児であって、日常生活において常時介護を必要とする当該児童へ手当を支給する。また、受給要件を満たす重度障がい児が手当を受給できるよう、制度の周知を徹底する。	
対象	上記に該当する児童	
期間	通年（定期払い 年4回）	

取組	自立支援医療（育成医療）事業	社会福祉課社会福祉係
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。	
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。 自己負担額が原則1割負担。世帯の所得の状況により負担上限月額を設定。	
対象	障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方。	
期間	通年（定期払い 年4回）	

取組	重度心身障害者医療費助成事業	市民生活課保険係
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。	
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。(所得制限あり) 就学前の子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。	
対象	身体障害者手帳1級、2級又は3級（3級は内部障がいに限る）に該当する方、療育手帳A判定又は重度の知的障がいと診断（判定）された方、精神福祉手帳1級に該当する方（通院医療費のみ対象）	
期間	通年	

取組	子ども通園センター交通費助成事業	社会福祉課子育て支援係
目的	心身の発達や成長に、心配や遅れのある就学前児童が、子ども通園センターに通園する際の保護者の交通費を助成することで、経済的な負担軽減を図り、福祉の増進に努める。	
内容	自宅より子ども通園センターまで、療育指導を受けるために通う公共交通機関の往復交通費の一部を申請により支給する。	
対象	市内に住所を有し、就学前児童と共に子ども通園センターに通園する保護者	
期間	通年	

取組	肢体不自由児療育訓練交通費助成事業	社会福祉課子育て支援係
目的	肢体不自由児療育訓練に通う際の保護者の交通費を支給することにより、経済的な負担軽減を図り、障がい児の福祉の増進に努める。	
内容	自宅より訓練を行う施設まで、ハイヤー料金の一部を申請により支給する。	
対象	市内に住所を有し、肢体不自由児療育訓練に参加する児童の保護者	
期間	通年	

取組	重症心身障害児等通園施設交通費助成事業	社会福祉課社会福祉係
目的	在宅の重症心身障がい児（者）が通園施設に通園する交通費を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、重症心身障がい児の福祉の増進に努める。	
内容	自宅より重症心身障がい児通園施設（北海道が設置する重症心身障がい児等通園施設）に通う場合、通園施設が行う送迎バス料金の一部を助成する。	
対象	市内に住所を有し、重症心身障がい児通園施設に通園する児童の保護者	
期間	通年	

取組	特別支援学級就学扶助	学務課学校教育係
目的	児童生徒の特別支援学級就学に際し、保護者負担の軽減を図る。	
内容	審査該当となった保護者に学用品費、給食費、通学費等の扶助を行う。	
対象	特別支援学級に就学している児童生徒の保護者	
期間	通年	

## 12 子ども・子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

子ども・子育てに関する専門的な知識及び技術を要する以下の支援に対し、北海道が行う施策との連携を図ります。

### (1) 児童虐待防止策に関する北海道が行う施策との連携

北海道が行う「児童虐待防止策」に関する施策との連携を図ります。

### (2) ひとり親家庭の自立支援の推進に関する北海道が行う施策との連携

北海道が行う「ひとり親家庭の自立支援の推進」に関する施策との連携を図ります。

### (3) 障がい児施策の充実に関する北海道が行う施策との連携

北海道が行う「障がい児施策の充実」に関する施策との連携を図ります。

## 13 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

そのため、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### (1) 働きやすい職場環境の整備

保育や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

取組	労働環境の改善促進	商工労働観光課企業労政係
目的	男女労働者が働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担の軽減を図る。	
内容	関係機関と連携して「育児・介護休業制度」や「育児短時間勤務制度」の啓発・普及に努める。	
対象	市民全般	
期間	通年	

取組	女性の労働支援	商工労働観光課企業労政係
目的	働く女性が性別により差別されることなく、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を目指し、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を図る。	
内容	「女性差別撤廃条約」や「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」の法律等に基づき、関係機関と連携して啓発・普及に努める。	
対象	市民全般	
期間	通年	

## (2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への育児休業等の制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境づくりの気運の醸成に努めます。

## (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中の人も含めた、男女双方の働き方の見直しを促進していきます。

## 14 砂川市次世代育成支援地域行動計画の動向と課題及び施策の方向

### (1) 社会全体で子育てを支える

#### 【施策展開の基本方針】

社会全体で子どもが健やかに育つための施策や、育児不安や経済的負担を緩和するための施策などを推進します。

#### 【動向と課題】

アンケート結果から、子育ての不安や負担について、就学前児童世帯では「とても不安や負担を感じる」(5.1%)と「やや不安や負担を感じる」(26.3%)の合計は31.4%、小学生児童世帯では「とても不安や負担を感じる」(4.3%)と「やや不安や負担を感じる」(28.6%)の合計は32.9%と、いずれも3割を越えています。子育てについての悩みでは、就学前児童世帯は「自分の時間を十分もてない」や「子どもの勉強や進学のこと」など、複数の項目で2割を超えており、小学生児童世帯は「子どもの勉強や進学のこと」が半数を超えており、「経済的な不安・負担が大きい」と「子どもとの時間を十分もてない」が2割を越えています。

子育てに関する相談指導・支援については、子育て支援センターのにこにこ広場・にこにこサロン等において、育児相談や子育てサークルへの支援を行っています。また、地域においては、地域交流センターゆうや北・南地区のコミュニティセンターでのサテライト事業による相談・情報提供、施設に来られない方などを対象としての家庭訪問事業などを実施する子育て支援体制を整備しています。

さらに、より充実した支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置についても検討します。

子どものいる世帯については平成12年から平成27年にかけて、世帯数が減少する中、ひとり親家庭は増加しています。ひとり親家庭では、子どもの養育など様々な悩みを抱え、経済的な負担も大きいものと考えられます。子育ての不安や悩み、支援を必要とするひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員が窓口となって相談・助言を行っているほか、経済面では、自立に向けた支援事業の実施や手当・貸付金の支援を行っています。

近年の厳しい経済状況の中、特に母子家庭の母は、就業に向けた十分な準備のない状態での就業、厳しい就業条件、就業先が見つからないなど、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況にあるため、より良い就労環境での就職につながる支援が必要です。また、最近は、厳しい経済状況から収入の減少など、ひとり親家庭の生活状態・悩みを把握し、支援していくことが課題となっています。

## ①子育てに対する支援体制の充実

### 【施策の方向】

現在、子育て支援サービスは福祉（保育等）、母子保健、教育など各機関が担当しており、相談の受付や情報の提供もそれぞれで行っていますが、子育て支援センターはこの中核的な施設であり、ここを拠点にコミュニティセンターや地域交流センターゆうにも保育士が訪問し、子育て支援センターのサテライト事業を実施しています。

子育て支援センターでは、子育て家庭の親子や子育てサークルが、気軽に集える場の提供や子育てに関する情報提供を行い、子育て中の親の悩みや育児不安の軽減を図れるよう子育て支援を推進します。

#### （ア）子育て支援センター

1	にこにこ広場（子育て支援センター）
目的	保育士による情報提供、親子や子ども同士が一緒に遊びながら交流を深める場を提供することにより子育て支援を推進する。
内容	保育士が歌や体操、季節ごとの工作遊びやゲームなど、親子や子ども同士が一緒に遊べるプログラムを作成するほか、運動会や季節の行事など様々な事業を実施する。
対象	0歳～就学前の親子（登録制）
期間	通年
2	にこにこサロン（子育て支援センター）
目的	親子や子ども同士が一緒に遊びながら交流を深める場を提供し、子育て支援を推進する。
内容	親子や子ども同士が一緒に遊べる場や、親同士の子育てについての情報交換ができる場を提供する。
対象	0歳～就学前の親子
期間	通年
3	にこにこ開放日（子育て支援センター）
目的	子育て支援センターを利用する子育てサークルや少人数のグループに情報交換や交流の場を提供し、子育てサークルの育成と自主活動を支援する。
内容	子育てサークルに、子育て支援センターの専用室を無料開放する。希望に応じて、保育士が活動の支援や相談対応を実施する。
対象	子育てサークル（就学前の児童とその保護者）
期間	通年

**(イ) 地域交流センター ゆう**

4	子ども交流ゾーン（社会教育課社会教育係）
目的	中心市街地の活性化を目指す地域交流センターにおいて、子育て支援と児童の健全育成を図る。
内容	子ども交流ゾーンにおいては、乳幼児を持つ保護者への支援として遊びや活動の場の提供、子育てに関する相談や情報提供を図る。また、児童に対してはボランティア等の協力によって、文化の伝承や体験学習、交流センターの各機能を有効に利活用するなど、子ども同士や世代間の交流を進め、子どもの創造性や社会性を育むなど健全な育成を図る場とする。
対象	市民全般
期間	通年

**(ウ) コミュニティセンター**

5	キッズルーム（市民生活課生活交通係）
目的	子どもたちが自由に遊ぶことのできるキッズルームを北・南地区コミュニティセンター内に設置することにより、親子連れや子どもたちが、安心して、気軽に集うことができる交流の場を提供する。
内容	利用料は無料で、幼児用遊具や巡回文庫（児童書）が配備されている。
対象	市民全般
期間	通年

**(エ) 公民館**

6	公民館を利用する子育てサークルの支援（社会教育課文化学習係）
目的	子育て活動（情報交換、交流等）を行うサークルに活動の場を提供し、子育てサークルの育成と自主活動を支援する。
内容	砂川市公民館条例及び砂川市公民館条例施行規則により、公民館で活動する子育てサークルの使用料を免除する。
対象	公民館で活動する子育てサークル
期間	通年

**(オ) 保育所（園）**

7	保育所（園）開放事業（社会福祉課子ども保育係）
目的	家庭で子育てをしている保護者に対する子育て支援として、保育所（園）を開放することで、遊びの場の提供や保護者同士の交流、保育士等による子育てに関する相談を実施し、保護者の子育ての負担軽減を図る。
内容	児童は、同じ年齢のクラスの園児と一緒に遊び、保育を体験する。保護者には、保育の様子を見てもらうとともに、育児相談への対応や保護者同士の交流の場とする。
対象	市内在住の就学前の未就園児と保護者
期間	年 10 回

### (力) 地域における子育て支援

8	どさんこ・子育て特典制度（社会福祉課子育て支援係）
目的	市と商工団体、企業等の理解と協力を得ながら、社会全体で子育てを支援していく仕組みをつくり、子育て家庭を応援する。
内容	妊婦の方及び小学校までの子どものいる世帯が、本市の協賛している店舗などで買物や施設利用などをした場合に、特典カードを提示することにより、協賛店舗から特典を受けられる。
対象	妊婦の方及び小学生までの子どもがいる世帯、商工団体、企業等
期間	通年

### (キ) 公共施設等を利用した子育て支援

9	おむつ交換や授乳等の公共施設の利用（関係課）
目的	乳幼児を抱える保護者の子育て支援と施設の有効活用の観点から、公共施設において外出中のおむつ交換や授乳などで利用できる場所を提供し、希望者に対して利用促進に向けた取組を図る。
内容	乳幼児を連れて外出する保護者がおむつ交換や授乳のために、公共施設を利用した場合、おむつ交換台や授乳のための場所を提供する。
対象	乳幼児の親子
期間	通年

## ②子育てに対する相談体制の充実

### 【施策の方向】

子育てをめぐる社会的環境は、核家族化の進行などにより、家族や地域に大きな変化を感じさせています。地域の中で孤立した家庭での子育ては、保護者に育児不安や負担感をもたらし、「身近に相談する人がいない」と感じる人が増えています。

子育て支援センターでは、子どもが健やかに育つことができるよう、気軽に相談できる環境づくりや、育児に関する情報提供、子育てに関する相談指導を行い、保護者の育児不安の解消に努めます。

また、乳幼児のいる家庭に保健師や保育士等が訪問し、子育てなどに関する相談に応じ、母子の健康保持と育児支援を図ります。

### (ア) 子育て支援センター

10	子育てに関する相談（子育て支援センター）
目的	子育てに関する不安を解消するため、相談指導を行う。
内容	保育士が、保護者からの子育てに関しての相談を受け、助言や情報提供を行い（電話相談・面接相談・メール相談）、必要に応じて他機関へつなぐ。
対象	0歳～就学前の親子
期間	通年

11	訪問事業（子育て支援センター）
目的	子どもの発育・発達を確認するとともに、安心して子育てができるよう個別の状況を判断しながら相談に応じ支援する。
内容	交通手段がない又は病気などで子育て支援センターに来られない方等を対象に、保育士が家庭訪問し、児童と一緒に遊び、保護者の子育てに関する悩みや相談に応じ、助言や情報提供を行う。
対象	0歳～就学前の親子
期間	通年

#### （イ）ふれあいセンター

12	乳児家庭全戸訪問事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。
対象	生後4か月までの親子
期間	通年

### ③子育て支援のネットワークづくりと情報提供

#### 【施策の方向】

子どもは社会の宝という視点に立って、子育てを社会全体で担うことが必要であり、そのためには子どもたちが生活している地域社会の連携、協力が大切です。

子育てから手が離れた市民を中心に、子育て支援ボランティアの育成支援に努め、地域住民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を実施し、通常の保育サービスでは対応が難しい保育ニーズに対応します。

また、子育てに関する適切な各種情報提供を行うため、市広報紙、市ホームページ、おたより等で子育てについての制度紹介に努めます。

#### （ア）ファミリー・サポート・センター事業

13	ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援センター）
目的	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、地域における子育て支援環境づくりに努める。
内容	急な残業時や、保育所や習い事への送迎時などといった突発的で変動的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助が必要な人（依頼会員）と子どもを預かることのできる人（協力会員）による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、依頼に応じて協力会員により保育を実施し、子育て中の保護者の育児をサポートする。（料金は、別途徴収する。）また、安心して事業を利用できるよう1歳6か月児に対して、4時間分のお試しクーポンを配布する。
対象	児童は、1歳から小学生。協力会員は、市民全般。
期間	通年

#### (イ) 子育て情報の提供

14	子育て支援センター機関紙の発行（子育て支援センター）
目的	子育て支援センターの事業の周知や子育てに関する情報提供を図る。
内容	子育て支援センターの事業の周知や子育てに関するワンポイントアドバイスを掲載した、おたよりを定期的に発行することで、保護者に対する情報提供、支援を行う。また、市ホームページにも掲載し周知する。
対象	保護者
期間	月1回
15	オアシス通信の発行（社会教育課社会教育係）
目的	市民の主体的な学習活動への意欲を高めるとともに、各団体と社会教育行政の関係強化を図る。
内容	市民自らが学習意欲を高め、主体的に学習活動に参加することができるよう、市民に親しみと関心の持てる生涯学習に関する情報を、各保育所、幼稚園、各小中学校の全児童生徒、関係機関等への配布、各町内会での回覧により提供する。また、オアシス通信を通して各団体と社会教育行政の関係を強化していく。
対象	市民全般
期間	月1回

### ④子育てに対する経済的支援

#### 【施策の方向】

地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育ての経済的負担は大きくなっています。

児童手当など各種手当の支給や乳幼児の医療費の一部助成、さらには乳児おむつ無料クーポン券の支給などにより、子育てに対する経済的負担の軽減を図り、家庭における生活の安定に努めます。

また、経済的理由により就学に支障があると認められる小中学校の保護者を対象に、学用品費、給食費、医療費などの扶助を行います。

#### (ア) 手当等の支給

16	児童手当支給事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成に努める。
内容	児童を養育する者の申請により、対象となった者に児童手当を支給する。
対象	中学校修了までの児童を養育している者
期間	通年（定期払い 年3回）

17	特別児童扶養手当支給事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	障がい児の福祉の増進に寄与するとともに、在宅障がい児の監護や養育をする者に対する経済支援に努める。
内容	知的又は身体的に障がいのある20歳未満の児童を養育している者が、特別児童扶養手当を受けようとするときに、相談に応じるとともに申請を受ける。
対象	知的又は身体的に障がいのある20歳未満の児童を養育している者
期間	通年（定期払い 年3回）
18	災害遺児手当支給事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	災害による遺児を養育している者に手当を支給し、遺児の健全な育成を助長するとともに、福祉の増進に努める。
内容	遺児を養育している者の申請により、受給資格の認定を受けた者に災害遺児手当を支給する。
対象	災害による遺児を養育している者
期間	通年（定期払い 年2回）
19	障害児福祉手当支給事業（社会福祉課社会福祉係）
目的	重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする障がい児に手当を給付することにより、当該児や介護者の負担の軽減に努める。
内容	在宅の重度の障がい児であって、日常生活において常時介護を必要とする当該児童へ手当を支給する。また、受給要件を満たす重度障がい児が手当を受給できるよう、制度の周知を徹底する。
対象	上記に該当する児童
期間	通年（定期払い 年4回）
20	生活保護（社会福祉課保護係）
目的	生活困窮世帯に対して困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長に努める。
内容	申請に基づき審査を行い、必要がある場合、生活扶助などを行う。児童養育加算、教育扶助など子育ての経済的支援がある。 また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者に対して生活保護の適用を含む各種支援が早期に開始できるよう、関係機関との連携を一層強化する。
対象	支援が必要となる生活困窮世帯
期間	通年（定期払い 毎月）
21	乳幼児紙オムツ等処理用指定ごみ袋配付事業（市民生活課環境衛生係）
目的	子育て世帯の経済的負担軽減を図る。
内容	紙オムツの処理などにごみ袋を使用することが多いと見込まれる乳幼児の保護者に対し、指定ごみ袋を無料配付する。（最大年120枚×3年間）
対象	市内在住の0歳から2歳（3歳未満）までの乳幼児がいる世帯
期間	通年

22	乳児おむつ無料クーポン券支給事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	乳児のおむつ等の購入に係る経費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を構築することで、次代を担う子どもの健やかな成長を図る。
内容	市内の指定取扱店においておむつ等の購入に使用できるクーポン券を乳児1人につき月額4,000円分、最大12か月分を支給する。原則、ふれあいセンターで実施している乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の際にクーポン券を支給する。
対象	0歳児の保護者
期間	通年
23	ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	親子が一緒に過ごす機会を増やすことを目的として、子育て世帯の経済的負担を軽減することで、子どもが心身ともに健やかに成長できる家庭環境づくりを促進する。
内容	北海道子どもの国の有料施設であるふしぎの森の利用料無料クーポンを1世帯当たり10枚支給する。
対象	小学生以下の児童の保護者
期間	北海道子どもの国開園期間中

#### （イ）保育費用の負担軽減

24	保育料軽減（社会福祉課子ども保育係）
目的	国で定める階層の保育料を軽減し、保護者の経済的負担を軽減することで、児童福祉の向上を図る。
内容	全ての階層の保育料を一律10%減額する。
対象	市内に住所を有する保育所利用者。
期間	通年
25	多子世帯保育料負担軽減（社会福祉課子ども保育係）
目的	多子世帯における保護者の経済的負担を軽減することで、児童福祉の向上を図る。
内容	保育所入所において第1子とする年齢制限を撤廃し、国基準以上となる年収360万円以上の世帯においても、保育料を第2子は半額、第3子は無料とする。
対象	市内に住所を有する保育所利用者で、国の多子世帯保育料軽減の対象外となる多子世帯
期間	通年
26	保育所副食費負担軽減（社会福祉課子ども保育係）
目的	幼児教育・保育の無償化により利用者負担が増すことのないよう、これまでどおり子育て支援施策として、対象世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。
内容	国が示している無償化の対象外となった副食費月額4,500円を4,000円（10%減額）に、第2子は半額の月額2,000円、第3子は無料とする。
対象	市内に住所を有する市立保育所を利用する世帯で、3歳から5歳の幼児教育・保育の無償化により副食費の利用者負担が発生する世帯及び市が実施していた多子世帯保育料負担軽減事業で第2子半額、第3子無料となる世帯。
期間	通年

## (ウ) 医療費の助成

27	乳幼児等医療費助成事業（市民生活課保険係）
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（所得制限あり）就学前の子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。
対象	0歳～小学生（小学生は入院医療費のみ対象）
期間	通年
28	ひとり親家庭等医療費助成事業（市民生活課保険係）
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（所得制限あり）就学前の子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。
対象	ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子（親は入院医療費のみ対象）、又は両親の死亡若しくは行方不明等により、他の家庭で扶養されている20歳未満の子。ただし、18～20歳未満の子は、大学・専門学校等に在学しているなどの理由により扶養されている場合のみ対象。
期間	通年
29	重度心身障害者医療費助成事業（市民生活課保険係）
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（所得制限あり）就学前の子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。
対象	身体障害者手帳1級、2級又は3級（3級は内部障がいに限る）に該当する方、療育手帳A判定又は重度の知的障がいと診断（判定）された方、精神福祉手帳1級に該当する方（通院医療費のみ対象）
期間	通年
30	未熟児養育医療給付事業（市民生活課保険係）
目的	入院を必要とする未熟児に対し、医療給付を行うことで、福祉の増進に努める。
内容	申請により対象となった未熟児の入院医療費を助成。（指定医療機関のみ）
対象	医師が必要と認める未熟児（1歳の誕生日の前日まで）
期間	通年

31	自立支援医療（育成医療）事業（社会福祉課社会福祉係）
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。 自己負担額が原則1割負担。世帯の所得の状況により負担上限月額を設定。
対象	障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方。
期間	通年

### （エ）交通費の助成

32	子ども通園センター交通費助成事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	心身の発達や成長に、心配や遅れのある就学前児童が、子ども通園センターに通園する際の保護者の交通費を助成することで、経済的な負担軽減を図り、福祉の増進に努める。
内容	自宅より子ども通園センターまで、療育指導を受けるために通う公共交通機関の往復交通費の一部を申請により支給する。
対象	市内に住所を有し、就学前児童と共に子ども通園センターに通園する保護者
期間	通年
33	肢体不自由児療育訓練交通費助成事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	肢体不自由児療育訓練に通う際の保護者の交通費を支給することにより、経済的な負担軽減を図り、障がい児の福祉の増進に努める。
内容	自宅より訓練を行う施設まで、ハイヤー料金の一部を申請により支給する。
対象	市内に住所を有し、肢体不自由児療育訓練に参加する児童の保護者
期間	通年
34	重症心身障害児等通園施設交通費助成事業（社会福祉課社会福祉係）
目的	在宅の重症心身障がい児（者）が通園施設に通園する交通費を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、重症心身障がい児の福祉の増進に努める。
内容	自宅より重症心身障がい児通園施設（北海道が設置する重症心身障がい児等通園施設）に通う場合、通園施設が行う送迎バス料金の一部を助成する。
対象	市内に住所を有し、重症心身障がい児通園施設に通園する児童の保護者
期間	通年

### （オ）就学援助制度

35	就学援助制度（学務課学校教育係）
目的	経済的な事由により義務教育において就学に支障のある児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。
内容	審査該当となった保護者に学用品費、給食費、医療費等の扶助を行う。
対象	小中学校に就学している児童生徒の保護者
期間	通年

36	特別支援学級就学扶助（学務課学校教育係）
目的	児童生徒の特別支援学級就学に鑑みて、保護者負担の軽減を図る。
内容	審査該当となった保護者に学用品費、給食費、通学費等の扶助を行う。
対象	特別支援学級に就学している児童生徒の保護者
期間	通年

**(力) 助産施設**

37	助産施設措置事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	児童福祉法に基づき、経済的に困難な妊産婦のために助産施設を設けることで、当該世帯の福祉の増進に努める。
内容	助産のために市立病院内に2床設ける。出産予定日の30日前までに、申請を受け入所承諾をした者に分娩費と出産の日から7日間の入院費を措置する。
対象	妊産婦
期間	通年

## ⑤ひとり親家庭の自立支援

### 【施策の方向】

ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう関係機関と連携して、相談・自立支援に努めます。子どもを健やかに育成するための経済支援として、母子・父子家庭等に対し児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを実施しています。

ひとり親家庭は、経済的な面や精神的な面で不安定な状態にあり、生活面から子育てに関する悩みを多く抱えています。本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口として、相談に対する助言・情報提供を行い、家庭生活の安定と向上に努めます。

また、ひとり親家庭の中でも、特に母子家庭の母は、就業経験が少ないとや、結婚・出産等で就業が中断していることが多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のため職に就かなければならぬことが多くみられるため、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業能力の向上を図り、適切な職業の選択を行うことができるよう自立支援に努めます。

さらに、市営住宅優先入居枠を確保し、母子世帯が安心して生活できる場を提供しています。

#### (ア) 手当等の支給

38	児童扶養手当支給事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	児童を養育している母子・父子家庭等に対して手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進に努める。
内容	母子・父子家庭等で児童を養育している者の申請により、受給者資格及び児童扶養手当の額について認定を行い、対象となった者に児童扶養手当を支給する。
対象	母子・父子家庭等で児童を養育している者
期間	通年（定期払い 年6回）
39	母子・父子・寡婦福祉資金貸付（社会福祉課子育て支援係）
目的	母子・父子家庭等を対象とした福祉資金の貸付けにより、その家庭の経済的自立が助長されるよう努める。
内容	資金の種類は13種類あり、対象者、償還、利子についても取扱いが異なるため、制度の説明や相談に応じ、目的に応じた資金の貸付けの申請を受ける。
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父、母子福祉団体、父母のない児童
期間	通年

#### (イ) 相談・指導

40	母子・父子家庭相談（社会福祉課子育て支援係）
目的	母子・父子家庭等からの相談を母子・父子自立支援員が応じることにより、その家庭の自立支援を促進するとともに、家庭生活の安定及び向上に努める。
内容	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等からの相談に応じ、助言及び指導を行う。
対象	母子・父子家庭等
期間	通年

(ウ) 就労等支援

41	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、個々の主体的な能力開発の取組を支援し、母子・父子家庭の経済的自立の促進を図り、家庭生活の安定及び向上に努める。
内容	資格を取得するため、対象となる教育訓練講座を受講する際に支払った受講費用の一部(60%)を支給する。
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父
期間	通年
42	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、給付金を支給することにより、修業期間中における生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることで、母子家庭及び父子家庭の経済的自立の促進を図る。
内容	看護師等の就職に有利な資格取得に係る養成機関に修業する際に、生活の負担軽減のため給付金を支給し、さらに市独自で交通費（JR定期券代）も支給する。
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父
期間	通年
43	母子・父子自立支援プログラム策定事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	個々の児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、これを基に公共職業安定所と連携することにより、継続的な相談及び情報提供を充実させ、就業・自立支援を行う。
内容	自立・就労に対する意欲がある児童扶養手当受給者から経済的な相談や就職の相談があつた際には、公共職業安定所へ同行するなど、就職に関する助言、指導を行い、自立・就労への支援を行う。
対象	児童扶養手当受給者
期間	通年
44	母子世帯向け住宅の管理（建築住宅課住宅係）
目的	母子世帯向けの住宅の確保を図ることにより、母子家庭における生活の安定と福祉の増進に努める。
内容	20歳未満の子どもを扶養している母子で、公営住宅への入居を希望している者に対して優先的に措置できるよう、公営住宅の一部（三砂団地D棟3F6戸）を特定目的住宅として管理する。
対象	20歳未満の子どもを扶養している母子
期間	通年

## (2) 子どもの健康づくりを支える

### 【施策展開の基本方針】

安心して子どもを産み育てていくための母子保健に関する施策などを推進します。

### 【動向と課題】

安全・安心に子どもを出産するためには、妊娠中からの母親の健康管理が重要となります。このため、妊娠届出時と妊娠中期に全妊婦を対象とした健康・栄養相談や、初妊婦への訪問指導等、妊娠期の健康管理に関する支援を強化してきましたが、平成30年の低出生体重児の割合は12.0%と全国の9.4%を上回っています。妊娠期の状況をみると、妊娠届出時のやせの割合が29歳以下では23.9%と増加傾向にあり、高血糖16.9%、貧血9.9%、高血圧8.4%と所見を有する妊婦が増加しています。妊娠期の保健指導の更なる充実を図るとともに妊娠する前からの食生活等の健康管理についても検討していくことが課題となっています。

少子化や核家族化が進展し、身近に相談・協力者がいないため、妊娠・出産の悩みや育児不安を抱えたり、生活の中での妊娠・出産や育児体験が乏しく家庭の子育て力も弱くなっています。加えて、虐待の問題も大きな社会問題となってきており、子どもの健康づくりを支える上で、妊娠期から子育て期まで安心して子どもを産み育てられる環境づくりが急務となっています。これまで同様、随時の相談や支援を継続していくとともに、関係機関との更なる連携強化を図り、支援体制を充実させていくことが必要です。

また、近年は、結婚年齢や妊娠・出産年齢が上昇し、不妊治療を受けている夫婦も増加しています。高額な治療費がかかるため子どもをあきらめざるを得ない場合もあることから、平成27年度より特定不妊治療に係る助成を行い、経済的な負担軽減を図り、子どもを望む夫婦が妊娠・出産できる環境を整えてきました。今後も制度を必要としている方に情報が届くよう周知を図っていく必要があります。

歯科保健対策については、フッ素塗布やフッ化物洗口、歯磨き指導などにより、3歳児のう歯がない者の割合は84.4%に上昇し、12歳児の1人平均う歯本数は、平成23年度の3.98本から平成29年度には1.27本に減少しています。しかしながら、いまだ全国の0.82本には届かず、更なるう歯予防対策が必要です。

感染症予防では、近年、定期予防接種の種類が毎年のように増えており、親にとっては大きな負担となっていますが、例年、接種率は95%以上を維持しています。また、平成27年度より任意接種であるインフルエンザ予防接種の費用助成を行ってきたことで、接種率は平成26年度の29%から平成30年度には52.1%と増加しています。感染症のまん延防止のため、今後も適切な時期に実施できるよう、適宜、情報提供や相談を実施していくことが必要です。

アンケート結果から、子どもを産み育てやすくするために、国や砂川市に期待する「政策」について、「必要な時にいつでも受診できる小児医療体制を確立すること」は就学前児童の世帯が77.5%、小学生児童の世帯が74.3%と、いずれも最も高くなっています。平成22年10月の市立病院の改築、平成24年の救命集中治療センター、救命救急センターの設置などにより、本市の医療機関や救急医療体制は一層充実したものとなっています。

しかし、中空知地域においては、小児科や産婦人科の医療提供体制の縮小やクリニックの閉院など、医療情勢は厳しくなっています。

子どもの病気やその際に安心して受診できる医療体制の確保は、保護者にとって大きな心配事の一つです。今後も、発病した場合に、適切な医療機関を受診できるよう、保護者に対し病気に関する知識や地域の医療機関に関する情報提供を行うとともに、本市における現状の医療提供体制を維持していくことが求められています。

## ①母子保健サービスの充実

### 【施策の方向】

子どもたちが健やかに生まれ、心身ともに健康に育つためには、母親の健康状態と密接な関係があることから、母子ともに健康を保持・増進するための支援が重要となります。加えて、母子を取り巻く家族全体の健康についても視野に入れながら支援していくことが必要です。

妊娠期からの医学的管理と保健指導を適切に行い、妊産婦、新生児に対する訪問指導や、乳幼児期を通じて母子の心身の健康が確保されるよう、乳幼児健診や相談などを実施し、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、親自身が子どもの成長発達を理解し、子どもの成長を促していくけるような関わりができるよう、訪問指導や健康相談などのあらゆる機会において、出産や育児に必要な正しい知識や情報の提供を行なながら支援していきます。

また、子育て期には、他の親子と交流したり、子育ての仲間づくりも重要であることから子育て支援センターや市内の遊び場などの紹介など、関係機関との連携を図ります。

感染症のまん延を予防するため、新しく追加される定期予防接種も含め、予防接種に関する知識の普及と相談を実施していきます。

小児医療については、保健所、医師会などの関係機関と連携しながら、現状の子どもへの医療体制の維持を図ります。

### (ア) 妊産婦とその家庭への支援

45	母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	妊娠期の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な児の出生を促す。
内容	妊娠届出時、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票14枚に加え、市独自に超音波検査及び15回目以降の妊婦健診への助成を拡大して補助券を発行し、健診の受診を促す。健診は委託医療機関において実施しているが、道外など委託契約を行えない医療機関受診の妊婦に対し、償還払い対応する。
対象	妊婦
期間	通年実施
46	マザークラス参加費助成事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	妊娠・出産に関する正しい知識を学び、家族そろって妊娠・出産・育児の準備ができる。また、妊婦同士の交流を通じて、妊娠・出産・育児についての相談相手、仲間づくりができる。
内容	砂川市立病院で行われているマザークラス（前中期と後期）への参加費について、クーポン券を発行し各1回ずつ助成する。（母子健康手帳交付時、転入の方はセンターでの手続き時にクーポン券を発行する）
対象	砂川市に住民票のある妊婦
期間	通年

47	妊娠婦訪問指導（ふれあいセンター保健予防係）
目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後に続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援し、母子の健康の保持増進を図る。
内容	全初妊婦・妊娠8か月以降届出の者・異常の既往などで支援の必要な者を対象に家庭訪問を実施し、個々の状況に応じた相談・指導を行う。産婦の対象は乳児家庭全戸訪問事業に準じる。
対象	妊娠婦
期間	通年実施
48	新生児・乳児・幼児訪問指導（ふれあいセンター保健予防係）
目的	母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援し、母子の健康の保持増進を図る。
内容	新生児：ここにちは赤ちゃん事業を兼ね、全新生児を対象に家庭訪問を実施。 乳幼児：健診などで支援が必要と判断したもの、健診未受診者などを対象に家庭訪問を実施し、継続的な支援を行う。
対象	0歳～就学前までの親子
期間	通年実施
49	特定不妊治療費助成事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	近年、結婚年齢や妊娠・出産年齢が上昇し、不妊治療を受ける夫婦が増加している。不妊治療に係る費用については保険適用外であり高額な費用が必要となることから、不妊治療を受ける者の経済的負担を軽減し、子どもを望む夫婦が妊娠・出産できる環境を整備する。
内容	不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を受ける者に初回は30万円、2回目以降は15万円、採卵を伴わない場合などは7万5千円を上限に助成する。第2子以降も同様に最大6回（40歳以上の場合は3回）まで助成する。また、男性不妊治療も対象とする。
対象	特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦で、次の要件を全て満たす者 ①北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受けた者 ②夫婦のいずれかが市内に住所を有する者 ③同一の治療に対して他の市町村から同様の助成を受けていない者
期間	通年実施
50	妊婦健康相談（ふれあいセンター保健予防係）
目的	妊婦一人ひとりの健診結果に基づいた保健・栄養指導を実施し、母体の健康管理を促すとともに、食について学ぶ機会とする。
内容	母子健康手帳交付時及び妊娠中期に保健師・栄養士が面談し、妊婦健康診査結果に基づいた保健・栄養指導を実施する。
対象	妊婦とその家族
期間	通年実施
51	妊婦歯科健康診査（ふれあいセンター保健予防係）
目的	妊婦の口腔内の疾病を予防し、歯周病が胎児に悪影響を及ぼすことを防止して健康で安全な出産を促すとともに、歯科予防への意識を高め、乳幼児の早期歯科予防の推進を図る。
内容	妊娠届出時に1人1回分の妊婦歯科健康診査受診票を発行し、市内歯科医院において歯科健診を実施する。費用は全額助成する。
対象	砂川市に住民票のある妊婦
期間	通年

52	陣痛タクシー事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	市内タクシー事業所の協力を得て、安心して出産できる環境整備の充実を図る。
内容	市内タクシー事業所に事前登録をした妊婦を陣痛が始まり受診の指示があったときに、24時間優先配車で自宅から市立病院までの費用を全額助成する。
対象	砂川市在住の妊婦及び砂川市へ里帰り中の妊婦
期間	通年

#### （イ）乳幼児への支援

53	乳児健康診査（ふれあいセンター保健予防係）
目的	乳児の発育・発達が順調であることを確認するとともに、疾病・障がいの早期発見・早期療育を図り、心身の健全な発達を促す。また、母親の育児相談に応じ、育児不安の軽減を図る。
内容	身体計測・医師診察・栄養指導・保健指導を実施し、支援の必要なケースには、子育て支援センターなど関係機関と連携しながら、継続して支援を行う。6～7か月児には離乳食講習会及びブックスタート（図書館主催）も同時実施している。
対象	3～4か月児・6～7か月児
期間	月1回
54	1歳6か月児・3歳児健康診査（ふれあいセンター保健予防係）
目的	幼児の発育・発達が順調であることを確認するとともに、疾病・障がいの早期発見・早期療育を図り、心身の健全な発達を促す。また、母子の育児相談に応じ育児不安の軽減を図る。
内容	身体計測・歯科検診・内科健診・栄養指導・歯磨き指導・保健指導・遊びの提供などを実施し、支援の必要なケースには、子ども通園センターや子育て支援センターなど関係機関と連携しながら、継続して支援を行う。また、希望者にはフッ素塗布も同時実施する。
対象	1歳6か月児・3歳児
期間	月1回（1歳6か月児は偶数月・3歳児は奇数月）
55	フッ素塗布事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	予防処置及び保健指導を継続的に実施することで口腔衛生に対する関心を高め、幼児の虫歯予防、歯科疾患の早期発見・早期治療を図る。
内容	歯科検診・指導・予防処置としてのフッ化物歯面塗布を実施し、費用を全額助成する。
対象	1歳6か月～6歳児
期間	年12回
56	フッ化物洗口推進事業（ふれあいセンター保健予防係・学務課学校教育係）
目的	幼児期から集団でフッ化物洗口を行うことによって、親の意識に左右されず子どもの永久歯の虫歯予防ができるとともに、子どもたちの歯科保健に対する意識の向上と、生涯にわたる口腔の健康づくりに寄与できる。
内容	対象施設において、フッ化物によるうがいを、週1回集団で実施する費用を全額助成する。また、保育所・幼稚園において、歯科衛生指導を行う。
対象	市内保育所・幼稚園・小学校・中学校に通う4～14歳
期間	通年実施

#### (ウ) ふれあい機会の提供

57	1歳児パクパクひろば（ふれあいセンター保健予防係）
目的	乳児期から幼児期へ移行する節目の時期に、母親が子どもの成長過程を理解し、子どもの成長に応じた育児ができるようになる。また、親子の交流を通じて、育児不安の解消と仲間づくりができる。
内容	身体計測・育児交流・離乳食の試食と栄養指導・歯磨き指導・生活面の保健指導等を集団で実施する。また、必要に応じて個別相談も実施する。
対象	1歳児の親子
期間	月1回

#### (エ) 感染症予防の推進

58	予防接種事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	感染症の発生及び蔓延を予防する。
内容	BCG・4種混合・2種混合・麻しん風しん混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・子宮頸がん予防ワクチン・日本脳炎・B型肝炎を個別接種として市内各医療機関で実施する。また、新しいワクチンの定期接種化があれば、隨時周知対応していく。
対象	予防接種法に基づき定期接種の対象となる市民
期間	通年実施
59	インフルエンザ任意予防接種費用助成事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	インフルエンザ予防接種にかかる経済的負担の軽減と、子どものインフルエンザの重症化を予防するため、接種率の向上を図る。
内容	中学生以下の子どもの任意接種となるインフルエンザ予防接種を市内医療機関で受ける際の接種費用を助成する。13歳未満は2回接種で自己負担は1人1回500円、13歳以上の中学生は1回接種で自己負担は1人1,000円とする。
対象	中学生以下の子ども
期間	毎年11月～12月

#### (オ) 小児医療の確保

60	小児医療の確保（ふれあいセンター管理係・砂川市立病院）
目的	子どもたちが地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう小児医療体制の維持に努める。
内容	砂川市立病院では周産期の中心医療機関として、平成16年度には産婦人科医師・小児科医師の増員が図られたところである。休日の診療体制は初期救急医療として空知医師会の協力を得て在宅当番医制で実施するとともに、砂川市立病院でも休日夜間の初期救急医療を担っている。また、二次救急医療としては、砂川市立病院、あかびら市立病院、滝川市立病院の3病院が輪番制で小児救急医療を担っており、小児科医師の院内待機あるいはオンラインコール制で対応している。
対象	市民全般
期間	通年

61	養育者支援保健・医療連携システム事業（ふれあいセンター保健予防係）
目的	医療機関と地域保健機関が連携し、妊娠期・周産期から乳幼児及び18歳以下の児童等の養育支援を必要としている家庭を積極的に把握し、早期に適切な支援に結びつける体制を推進する。
内容	養育支援を必要としている家庭について、「医療機関から地域保健機関への情報提供」、「地域保健機関による支援の実施」、「地域保健機関から医療機関への支援実施結果報告」の一連の過程を実施する。また、必要に応じて関係機関との連携を図り、支援を継続する。
対象	市民全般
期間	通年

## ②食育の推進

### 【施策の方向】

食事は人の生命を維持し、健やかな成長を促すために欠かすことのできないものであり、栄養をバランスよく取ることは健康な生活を送る上でも重要な要因となります。また、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となり、心身の健康づくりや将来の生活習慣病の予防にもつながっていきます。妊娠期からの親の食生活への支援や乳幼児期の離乳食から幼児食へ移行していく過程での支援を継続しつつ、親と子どもの食の実態を把握・分析しながら、子どもの食生活の基盤づくりへの支援を充実させていきます。

また、保育園・保育所や学校訪問している栄養教諭、給食関係者、砂川市食生活改善協議会等の食育に関する機関との連携を進めながら、子どもたちの発達段階に応じた食の指導と食事づくりなどの体験学習の機会を広めるなど、子どもたちの「食べる力」を豊かに育む支援を推進していきます。

### (ア) 家庭における食育

62	妊婦健康相談（ふれあいセンター保健予防係）
目的	妊婦一人ひとりの健診結果に基づいた保健・栄養指導を実施し、母体の健康管理を促すとともに、食について学ぶ機会とする。
内容	母子健康手帳交付時及び妊娠中期に保健師・栄養士が面接し、妊婦健康診査結果に基づいた保健・栄養指導を実施する。
対象	妊婦とその家族
期間	通年実施
63	離乳食講習会（ふれあいセンター保健予防係）
目的	食の基本となる離乳期を適切に経過することで乳幼児の健全な成長・発達を促すとともに、乳幼児期からの正しい食習慣の確立を図る。
内容	6～7か月児健診において、個別の栄養相談のほかに、離乳食初期から中期にかけての見本を展示しその試食を通して、離乳の進め方や味付けなどを具体的に学習する。また、離乳食の調理に不安のある方には、個別に離乳食の調理実習を行う。
対象	6～7か月児
期間	月1回

64	お母さんのための料理教室（ふれあいセンター保健予防係）
目的	家族の健康管理を担う「お母さん」が食の大切さを学び、料理のレパートリーを広げながら家族の食生活を豊かにするとともに、核家族化が進む中、お母さん同士の交流を図る。
内容	食生活改善協議会主催の事業で、「お母さん」を対象に調理実習や試食、栄養についての学習、レクリエーションなどを実施する。
対象	母親
期間	年1回

#### (イ) 乳幼児の食育

65	保育所・幼稚園における食育（社会福祉課子ども保育係など）
目的	幼児期の児童が「食」に対して興味、関心を高めるとともに、その大切さを理解することで、好ましい食習慣を身に付けるよう努める。
内容	保育や幼児教育の一環として、「食」に関する指導や、様々な体験活動などを通して規則正しい食生活や偏食の防止など「食」の大切さを伝える。
対象	保育所及び幼稚園に通所（園）している児童
期間	通年

#### (ウ) 学校教育における食に関する指導

66	小中学校における食に関する指導（学校：学務課指導主事）
目的	生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通して自らの健康管理ができるようにするとともに、楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心や社会性を育成する。
内容	各学校において、学校教育目標に基づき、食に関する指導の基本的な考え方、指導方針を明確にし、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校教育活動全般を通して、食に関する指導の充実を図る。
対象	小中学生
期間	通年
67	保護者が考えた献立に基づく給食（学校給食センター管理係）
目的	学校給食の献立を家庭の食事に近づけることで、児童生徒にとってより身近な給食を実施するとともに、食の大切さを家庭においても深く理解できるよう努める。
内容	各学校保護者（PTA）が考えた献立に基づいて給食を実施する。
対象	小中学生
期間	随時

### (3) 子育てと仕事の両立を支える

#### 【施策展開の基本方針】

女性の社会進出など、時代背景から望まれている保育ニーズや学童保育に関する施策、親としての子育て力を高めるための施策などを推進します。

#### 【動向と課題】

アンケート結果から、母親の就労状況については、平成25年度に比べて「以前は就労していたが、現在は就労していない」が低下し、フルタイムやパート・アルバイト等で就労している割合が上昇しています。また、女性の労働力率は30歳台前半では大きな変化がみられませんが、これを除いた20歳台前半から40歳台前半ではおむね労働力率が上昇していることから、女性の社会進出は進んでおり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

出生数は減少していますが、近年では3歳未満児の保育需要が上昇傾向にあるなど、社会経済、環境の変化等による新たなニーズに対応するため、乳児保育・延長保育・障がい児保育・一時保育などを行っています。

幼児教育・保育の無償化により新たな保育需要も掘り起こされ、待機児童が懸念されるところですが、現在のところ待機児童は発生しておりません。また、保育料についても、所得階層の見直しや第1子の年齢制限を撤廃し、入所する2子目以降の保育料や副食費の引下げ（3子目以降は無料）を行い、保護者ニーズに対応してきました。

小学生についても、保護者が就労などの理由で専門家庭にいない子どもに適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図るため、市内に4か所の学童保育所を設置し、平成28年度からは砂川南保育所を分割して、現在は5か所となっています。

今後は、就労形態の多様化に伴い、既存の体制では応じきれない変則的なニーズに対し、どのように対応していくかが課題であり、利用希望者のニーズを引き続き把握していくことが必要となります。

また、アンケート結果から、就学前児童のいる世帯の育児休業の取得状況について、「取得了（取得中を含む）」は母親が約3割、父親は約3%となっており、国や砂川市に期待する「政策」について、産休や育児休業などを取得しやすくする、あるいは、柔軟な働き方の推進を事業所に働きかけることが3～4割となっています。このため、家庭生活と職業生活のバランスが取れる多様な働き方を選択できるよう、事業主や労働者の意識啓発を図ることが必要となっています。

## ①保育サービスの充実

### 【施策の方向】

働きながら安心して子育てができるよう、子育てと仕事の両立を支援します。

現在の保育所では、勤務形態の多様化に対応するため、低年齢児保育（乳児保育）、延長保育、障がい児保育、一時保育といった特別保育を実施していますが、今後も利用ニーズをみながら適切な保育環境の整備を図ります。

また、職員個々の専門性が高められるよう、保育士を各種研修会に参加させるなど、資質の向上を図り、安心して子どもを預けられる施設としてサービスの質が向上するよう努めます。

#### （ア）多様な保育ニーズへの対応

68	低年齢児保育（乳児）（社会福祉課子ども保育係）
目的	保育を必要とする0歳の児童について、保護者の入所希望に基づき保育を行うことで、低年齢児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の3保育所で0歳児の保育を行う。
対象	0歳児（生後6か月を経過した乳児）
期間	通年
69	時間延長保育（社会福祉課子ども保育係）
目的	保育所入所児童のうち、勤務等が長時間にわたる保護者の希望に基づき、時間を延長して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の3保育所で1～5歳児を対象に、通常の保育時間の前後に保育を行う。保育料は別途徴収。
対象	1～5歳児
期間	通年
70	障がい児保育（社会福祉課子ども保育係）
目的	保護者の就労等により保育を必要とする障がい児の成長と自立支援のため、障がい児保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の3保育所で、障がいの程度に応じて保育士を加配し、集団保育の中で障がい児保育を行う。
対象	障がいが特別な医療処置を必要としない程度、集団保育が可能、毎日通所できる児童
期間	通年
71	一時保育（社会福祉課子ども保育係）
目的	保育所に入所していない児童で保護者の疾病等により緊急的に保育を必要とする児童、並びに保護者の育児に伴う負担の解消のため一時的に保育を必要とする児童に対して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	ひまわり保育園において、月～土曜日（8時30分～17時）まで1歳児以上を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）
対象	事前登録をした1～5歳児（1歳児は事前予約が必要）
期間	通年

72	広域保育（社会福祉課子ども保育係）
目的	居住地以外に設置されている保育所で、勤務の利便性などの理由により希望する保護者の児童について保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	中空知5市5町で広域保育の協定を締結しており、保護者の申出により、受け入れ先で可能であれば居住地の役所を通じて入所申込みを行い入所決定する。
対象	0～5歳児
期間	通年
73	病児・病後児保育（社会福祉課子ども保育係）
目的	市内の保育所等に入所している児童が病中又は病気の回復期にあり、就労などのために家庭で保育できない保護者に代わり、専用の保育施設で一時的に保育を行うことで、仕事と育児の両立を支援する。
内容	市立病院南館に設置した病児・病後児保育施設で、専任の保育士の配置と看護師の体制を整備し、一時的に預かり保育を実施する。利用時間は、月～土曜日の午前7時15分～午後6時15分（午後6時15分～午後7時までの延長保育が可能）で、保育料を設定し徴収する。
対象	市立保育所、院内保育所、幼稚園、学童保育所等の市内に開設された施設を利用している生後6か月から小学校3年生までの児童（事前登録・予約制・定員3名）
期間	通年
74	私立幼稚園一時預かり（社会福祉課子ども保育係）
目的	保育所等を利用していない家庭においても、保護者の就労形態の多様化や養育環境の変化に伴い、一時的に保育が困難となる場合があることから、幼稚園においても児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	利用希望者に対し、教育標準時間を除き4時間以上の一時預かりを行うなど、国が定める実施要綱上の一時預かり事業（幼稚園型）を実施する幼稚園等に、子ども・子育て支援交付金交付要綱の補助単価に基づき委託料を支払う。
対象	幼稚園等に在園する原則3歳以上の児童
期間	通年

#### （イ）保育士等の資質の向上

75	保育士等の育成（社会福祉課子ども保育係）
目的	子どもの自立心や創造性を育み、個性を伸ばす保育を実施するため、研修を通じて保育士等の資質の向上を図る。
内容	職場内研修を積極的に行うとともに、北海道社会福祉協議会などが主催する保育士等を対象とした各種の職場外研修に参加する。
対象	保育所職員
期間	通年

## (ウ) 保育地域活動の推進

76	保育地域活動（社会福祉課子ども保育係）
目的	保育所児童と地域住民とがふれあう機会を設けることで、地域コミュニティの活発化と児童の健全育成を図る。
内容	地域住民の保育所行事への参加や保育所児童の福祉施設への訪問などを通じて、保育所児童と地域住民の交流を図る。
対象	保育所児童、市民全般
期間	通年

## ② 学童保育の推進

### 【施策の方向】

保護者が就労などの理由で扈間家庭にいない小学校の就学児童の健全育成を図るために、学童保育を実施しています。学童保育所は放課後児童対策として、保護者の就労等に伴うニーズの多様化に対応し、通常保育のほか、延長保育、障がい児保育といった特別保育を実施しており、放課後児童の健全育成と安全・安心な居場所づくりの確保に努めています。

学童保育所は現在、公設公営3か所、公設民営2か所での運営を行っており、今後、指導員不足などの課題への対応や、より望ましい形態で学童保育を実施するため、検討を進めていきます。

### (ア) 学童保育の推進

77	学童保育事業（社会福祉課子ども保育係）
目的	保護者の就労等により保育を必要とする小学校の就学児童に対し、遊びの場及び生活の場を提供するとともに、保護者の代わりに保育することにより、児童の健全な育成を図る。
内容	保護者から申請があった小学生を、放課後や土曜日、長期休業中に、指導員が市内5学童保育所で保育を行う。保育内容は、自由遊びや集団遊び、生活習慣を身に付ける活動、誕生会などの行事を行う。
対象	小学生
期間	通年
78	時間延長保育（社会福祉課子ども保育係）
目的	学童保育所を利用する児童のうち、勤務等が長時間にわたる保護者の希望に基づき時間を延長して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の5学童保育所で午後7時まで保育を行う。保育料は別途徴収。
対象	小学生
期間	通年

79	障がい児保育（社会福祉課子ども保育係）
目的	保護者の就労等により保育を必要とする障がい児の成長と自立支援のため、障がい児保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の5学童保育所で、集団保育の中で障がい児保育を行う。
対象	集団保育が可能な障がい児
期間	通年

### ③ 職場における子育て環境の整備

#### 【施策の方向】

男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、様々な活動ができるよう社会の制度や習慣について配慮する必要があります。

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、共に子育てに参加するとともに、子育てと仕事が両立できる雇用環境を整備し、仕事と子育ての負担を軽減するよう努めます。

また、男女ともに、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、事業主、労働者、地域住民などに働きかけ、個人の能力を十分に発揮できる職場環境を確保し、社会全体の意識改革が推進されるよう広報活動や情報提供に取り組みます。

#### （ア）子育て家庭の労働環境の改善

80	労働環境の改善促進（商工労働観光課企業労政係）
目的	男女労働者が働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担の軽減を図る。
内容	関係機関と連携して「育児・介護休業制度」や「育児短時間勤務制度」の啓発・普及に努める。
対象	市民全般
期間	通年
81	女性の労働支援（商工労働観光課企業労政係）
目的	働く女性が性別により差別されることなく、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を目指し、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を図る。
内容	「女性差別撤廃条約」や「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」の法律等に基づき、関係機関と連携して啓発・普及に努める。
対象	市民全般
期間	通年

## ④ 親の学習機会の拡充

### 【施策の方向】

子どもたち一人ひとりが、家庭や社会の一員として他者との適切な関係を築いていくためには、家庭教育が重要な役割を果たします。そのため、家庭での教育力が低下しないよう、家庭や地域での教育を支援し、保護者を対象とした学習機会の提供に努めるとともに、様々な媒体を通じて子育て情報の提供を図ります。

#### (ア) 親の学習機会

82	ママさんリフレッシュセミナー（社会教育課社会教育係）
目的	乳幼児を持つ保護者の気分転換、親同士の交流や子育て世代の生涯学習活動を推進する。
内容	託児で子どもを預かり、乳幼児を持つ保護者的心身のリフレッシュと、親として必要な知識を得ることができる講座を実施する。
対象	乳幼児の保護者
期間	年5回
83	子育てに関する講習会等の実施（子育て支援センター）
目的	乳幼児を持つ保護者に子育てに関する必要な基礎知識を習得する機会、情報交換の場を提供する。
内容	救急救命講習：乳幼児の救急救命に必要な基礎知識の講習会を実施する。
対象	0歳～就学前の親子
期間	救急救命講習（年1回）
84	いきいき家庭セミナー（社会教育課社会教育係）
目的	家庭教育に必要な知識や技能の習得を図るとともに、学校、家庭、地域が連携し家庭教育の向上を推進する。
内容	各小中学校で次のような内容の講演会や講座を開催する。 ・親（保護者）の家庭教育・地域の教育が充実するためのもの ・P T A の連携や運営力を向上させるもの ・家庭と地域との連携を強化し、交流の機会を提供するもの
対象	小中学生の保護者、一般市民
期間	年8回

## (4) 子どもの学ぶ力と生きる力を育む

### 【施策展開の基本方針】

子どもが自己を確立していくように生きる力を育てるための施策などを推進します。

### 【動向と課題】

アンケート結果から、子育てについての悩みは、小学生のいる世帯で「子どもの勉強や進学のこと」が半数を超えて最も高くなっています。また、国や砂川市に期待する「政策」について、「子どもが学ぶ力や社会参加に必要な力を身に付ける機会を増やすこと」は就学前児童のいる世帯、小学生児童のいる世帯ともに4割を超えていました。

子ども自身が自ら考え行動できる力「生きる力」を身に付けるためには、自然体験・生活体験・地域交流などの活動を経験させることが必要となります。そのためには、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携及び協力に努めることが重要です。本市では、子どもの成長に応じた活動の場を提供するため、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業など、子どもたちを健全育成する取組や事業を実施するとともに、地域の身近な施設である学校教育施設を、子どもと大人が共に取り組めるスポーツやレクリエーション活動の場として開放し、地域との交流事業の推進を図っています。

教職員には、児童生徒から信頼され、人間的に魅力あふれた教職員としての資質と指導力の向上を図るために、各学校や砂川教育研究会等での研修を行っています。

また、心身の発達や成長に遅れや心配のある子どもや障がいのある子どもに対して早期からの切れ目のない一貫した自立支援に向け、乳幼児期、就学時など、ライフステージごとのニーズに応じたサービスを提供できる体制の充実が求められます。本市では、乳幼児健康診査等を通じて、子どもの発達の遅れなどの早期発見と支援に努め、障がいのある子どもに対しての療育訓練、障がいや発達に心配がある児童に関する相談など、関係機関と連携を図り、地域において安心して暮らすことができる取組を進めていくこととしています。

### ① 「生きる力」を育てる教育の推進

#### 【施策の方向】

学習指導要領の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視する「生きる力」の理念について、各学校においてその理念実現に向けて適正な教育課程を編成します。

子どもたちの個性と創造性を伸長するという基本的な考え方方に立ち、「確かな学力」については、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等の学ぶ力を育成するため、「学びに向かう力」「基礎的・基本的な知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」をバランスよく身に付けます。また、「豊かな心」については道徳教育を充実させ、自他を尊重し、人を思いやる心や感動する心などを育みます。「健やかな体」については、生涯にわたり心身とも健康で活力ある生活を送るために、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成に努めます。

**(ア) 幼児教育の推進**

85	学び体験教室（社会教育課社会教育係）
目的	幼児の発達段階に合わせた学びの体験及び親子の交流を推進する。
内容	子育てひろば…月1回月曜日に親子、子ども・保護者同士が自由に体験・活動ができる。親子であそぼう…土曜日に開催することで幼稚園・保育所に通う幼児や小学生を参加対象とし、親子で活動する。
対象	乳幼児、小学生その保護者
期間	子育てひろば…年12回（月1回月曜日）、親子であそぼう…年2回（土曜日）
86	赤ちゃんのおはなししばたけ（図書館管理係）
目的	読み聞かせを通じて親子のコミュニケーションを深めるとともに読書への動機づけを図る。
内容	乳幼児への絵本、紙しばい等の読み聞かせ。
対象	0～2歳児、保護者
期間	月1回

**(イ) 体験的な学習や活動を取り入れた豊かな教育活動の推進**

87	体験的な学習や活動を取り入れた豊かな教育活動（学校：学務課指導主事）
目的	自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等の学ぶ力を育成するため、「学びに向かう力」、「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」をバランスよく育む。
内容	教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間の指導に当たっては、体験的な学習を重視するだけでなく、積極的に取り入れ、児童生徒の学びに向かう力を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる。
対象	小中学生
期間	通年
88	ジャリン子四季自然体験塾（社会教育課社会教育係）
目的	親子で自然体験を通じて、家庭の教育力の向上を図るとともに、意欲的に活動する子どもの育成を図る。
内容	・すながわ子どもセンター協議会が主催者となり、四季を通したふれあい体験学習を実施する。 ・地域の協力によりリングプル運動を実施する。
対象	幼児、小学生、保護者
期間	年4回（自然体験4回）

#### (ウ) 豊かな人間性を育む「心の教育」の充実

89	豊かな人間性を育む「心の教育」の充実（学校：学務課指導主事）
目的	自らを律しつつ、自他を尊重し、人を思いやる心や感動する心などを育む。
内容	道徳科の時間と教科、特別活動、総合的な学習の時間との密接な関連を図りながら、考え方議論する道徳を実践するとともに、全ての教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。また、家庭や地域、関係機関との役割と連携をより確かなものにし、「心の教育」の充実に努める。
対象	小中学生、保護者、市民全般
期間	通年

#### (エ) たくましい心身を育む、体育・健康に関する指導の充実

90	たくましい心身を育む、体育・健康に関する指導（学校：学務課指導主事）
目的	生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送るための基本的な生活習慣や基礎的な体力を育む。
内容	健康に関する現代的な課題に適切に対応し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。「子どもは、次代の親である」という視点において、関係機関との連携により授業の工夫・充実を図り、思春期における心身の機能の発達と望ましい生活習慣、感染症予防等についての理解を通じて、自分の心や身体の健康を保持増進していく資質や能力を育てる。
対象	小中学生
期間	通年

#### (オ) 教職員の資質の向上

91	教職員の資質の向上（学務課指導主事）
目的	学校教育の成果を上げるため、児童生徒の教育を担当する教職員の資質向上を図る。
内容	各学校における研修、砂川教育研究会による研修、道教委等の主催による研修、その他教育機関等による研修への参加により、教職員の資質向上を図る。
対象	市内各小中学校の教職員
期間	通年

#### (カ) 学習機会の提供

92	放課後学習サポート（学務課学校教育係）
目的	将来的な学力の土台となる小学校4～6年生の時期に、基礎基本の内容を学習できる機会を提供することで、望ましい学習習慣の定着及び学力の底上げを図る。
内容	民間学習塾の協力のもと、放課後、講師を公民館に招き、学校の授業の進度によらない基礎基本を学習できる機会としてテキストを配付し、講習を受講する。
対象	市内小学校4年生から6年生までの希望児童
期間	6月～2月

## ②子ども会活動の推進

### 【施策の方向】

子どもが地域の一員としての自覚や社会性を身に付けることができるよう、子ども会活動や地域の行事など、子どもの社会参加活動を推進し、健全育成に努めます。

また、子ども会育成団体連絡協議会の主体的な活動を支援し、この協議会が主催するイベントなどを通じて、子どもの自主性・主体性の伸長や子ども会育成者の資質の向上を図ります。

#### (ア) 子ども会活動の支援

93	単位子ども会による地域活動（社会教育課社会教育係）
目的	単位子ども会の活性化を推進する。
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・会議の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・育成者役員会（育成者の代表が役員となり、事業を企画・推進する）</li><li>・育成代表者会議（単位子ども会の代表者が一堂に会し、子ども会のあり方や情報交換などを行う）</li></ul></li><li>・子ども会育成団体連絡協議会行事（リーダー研修会、ジャリン子夏祭り）の実施</li><li>・全国子ども会安全共済会の加入手続き、申込みのとりまとめを行い、北海道子ども会事務局へ申請書を提出</li><li>・単位子ども会への備品の貸し出し</li></ul>
対象	単位子ども会
期間	通年

## ③多様な体験機会の提供

### 【施策の方向】

子どもたちが生活の中から遊びや自然体験・社会体験などとの関わりを通じて、心身ともに調和の取れた人間として成長できるよう、子どもの発達段階に応じた様々な体験機会を提供していきます。また、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境・居場所づくりを推進します。

子どもたちが文化的事業を通して芸術・文化にふれ、スポーツに親しむことによって、心身の健全な育成が図られるように、体験する機会や交流の場を提供します。

また、外国の生活習慣や文化等を理解するため、外国語指導助手を活用し体験活動や交流活動を行います。

**(ア) 国際交流活動**

94	国際交流ふれあい事業（社会教育課社会教育係）
目的	国際交流ふれあい委員と連携・協力し、地域人材を生かし、外国の文化や風習を学ぶとともに、異年齢、異世代間による体験学習や交流活動を通して、子どもたちの国際性を養う。
内容	国際交流ふれあい委員が中心となり、外国語指導助手を活用し体験活動や交流活動を行う。
対象	小学生、市民全般
期間	年2回

**(イ) 芸術文化活動**

95	公民館教室（社会教育課文化学習係）
目的	文化活動の体験学習を通して、様々な分野に興味を持つ機会をつくるとともに、体験活動を通して、指導者たちとの世代交流を図る。
内容	1回完結又は連続の形式で、公民館で活動するグループ・サークル、郷土資料室、社会教育団体等が指導者として多種多様な分野の事業を実施する。
対象	小学生
期間	年1～3回程度
96	おはなしのいづみ（図書館管理係）
目的	耳から聞く言葉を通して物語のイメージを描くことに習熟することや、活字をイメージ化し物語を楽しむ力を養うとともに読書への動機づけを図る。
内容	幼児向け及び小学生向けに対象を分け、絵本、紙しばい等の読み聞かせを行う。
対象	3歳児～小学生
期間	月1回
97	出張おはなし会（図書館管理係）
目的	事業を通じて、子どもたちの読書への関心を高め、図書館の利用促進を図る。
内容	市内の団体向けに、絵本や紙しばい等の読み聞かせを行う。
対象	乳幼児、小学生
期間	申込みにより随時
98	ジャリン子ハロウィーン（社会教育課社会教育係）
目的	地域人材を生かし、外国の文化や風習を学ぶとともに、地域の人々との交流を通じて、子どもたちの地元への愛着を育む。
内容	実行委員会の各組織がハロウィーンを体験し、地域と交流を深める事業を企画、運営する。また、実行委員会組織が事業にかかる経費を負担して実施する。 ・構成団体…すながわスイートロード協議会、国際交流ふれあい委員会、ゆうゆうひろば、子ども会育成団体連絡協議会、NPO法人ゆう
対象	幼児、小学生、保護者
期間	年1回

## (ウ) スポーツ活動

99	親子わいわいすぽーたらんど（スポーツ振興課振興係）
目的	マット運動・ボール遊び・各種体操等を通して、平衡性、巧緻性などを養い、親子で体を動かす楽しさを味わう機会を提供し、社会体育の振興を図る。
内容	講師、スポーツ推進協力員の指導のもとに開催し、幼児が親と一緒に運動を行う。（スポーツ教室）
対象	幼児、保護者
期間	年2回
100	少年スポーツ教室（スポーツ振興課振興係）
目的	スポーツに接する場を増やし、スポーツに関する知識や技術を身に付ける場を提供するとともに、スポーツ活動を通して心身の健全育成を図る。
内容	少年スポーツ教室を20,000円×4種目（軟式野球、ミニバスケットボール、剣道、サッカー）各競技連盟に委託して開催し、謝礼を払う。（スポーツ教室）
対象	小学生
期間	年10回

## (エ) 学校・地域との連携

101	放課後子ども教室（社会教育課社会教育係）
目的	子どもの安全・安心な居場所づくり、地域住民との交流による地域コミュニティの再生を目的とする。
内容	行政、学校、地域住民、学童保育関係者などにより組織された運営委員会で事業計画を策定し、コーディネーター（生涯学習推進アドバイザー）を中心に地域住民や保護者を指導員やサポートに迎え、学童保育と連携し、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流を実施する。
対象	放課後学校：登録児童、集合学習：市内小学生
期間	通年
102	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）（社会教育課社会教育係・学務課学校教育係）
目的	子どもに関わる学校や地域が一体となり、学校運営の改善や子どもの健全育成を推進する。
内容	学校運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校と地域が目標を共有し、相互に連携・協働しながらより良い教育活動を展開する。
対象	学校運営協議会を設置した小中学校
期間	通年
103	地域学校協働本部（社会教育課社会教育係）
目的	地域と学校が相互に補完し合い、子どものより良い成長と持続可能な地域づくりに向けた活動の推進を図る。
内容	地域と学校の様々なニーズに応えるために、より効果的な活動となるよう支援や助言も含めたコーディネート機能を果たす。
対象	学校、地域全般
期間	通年

104	学習相談事業（社会教育課社会教育係）
目的	市民自らが学習意欲を高め、主体的に生涯学習を行うことができる環境の整備を図る。
内容	地域で学習活動を行っている人の情報やグループ・サークルの活動内容、各種事業で活用した講師経歴などの情報一覧を作成し、この活用や、広く社会教育事業等で活動している講師や他の機関を通じた講師紹介により、市民の要望に応じた情報提供や人材の紹介を行う。
対象	市民全般
期間	通年
105	地域サークル活動推進事業（社会教育課社会教育係）
目的	各学校区を中心とした住民が「コミュニケーションを図る場」として学校の施設を有効に活用し、「自主運営・自主管理」しながら、地域のつながりと子どもを育てるより良い環境づくり、生涯学習の推進を通して地域教育力の向上を図る。
内容	各学校に組織する運営委員会が、文化、スポーツ、レクリエーション活動を行う。
対象	市民全般
期間	通年

#### ④援護を要する子どもへの支援

##### 【施策の方向】

砂川市子ども通園センターでは、心身の発達や成長に、遅れや心配のある児童や保護者に対し、その発達を促すことを目的に、関係機関と連携しながら必要な療育指導、相談、援助を行います。また、ことばの教室では、言葉の発達に遅れや心配がある児童に対して、指導を行っています。

障がいや発達に心配がある児童に関しての相談についても、関係機関と連携を図り、発達や進路など保護者や児童に助言を与える機会を設け、不安や悩みが軽減されるよう療育体制の充実を図ります。

また、就学時の関係機関による引継ぎなど、各機関が連携を取りながら子どもへの一貫した支援を進めます。

##### （ア）発達に遅れや心配がある子どもの指導

106	児童発達支援（子ども通園センター）
目的	心身の発達や成長に、遅れや心配のある児童に対し、その発達を促すことを目標に、関係機関と連携しながら、必要な療育指導、相談、援助を行い、健やかな成長を家族と一緒に目指す。
内容	対象児童及び保護者と一緒に通園してもらい、指導員が日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練、保護者に対する助言などのサービスを提供する。
対象	2市4町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）の市町が発行する受給者証を持つ児童及びその保護者（0歳から小学生まで）
期間	通年

107	通級指導教室（学務課総務係）
目的	心身の発達や成長に遅れや心配のある児童に対し、種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。
内容	心身の発達や成長に遅れや心配がある児童に対して、困難の改善・克服のための指導を行う。
対象	2市4町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）の小学校の通常の学級に在籍していて、特別な指導を必要とする児童
期間	通年
108	特別支援教育支援員配置事業（学務課学校教育係）
目的	通常の学級に在籍する特別な支援や配慮が必要と思われる児童生徒を支援する。
内容	通常の学級に在籍しながらも心身の発達や成長に遅れや心配がある児童生徒に対し、集団の中で学習する上で必要な支援を行う。
対象	小中学校の児童生徒
期間	通年

#### （イ）肢体不自由児への訓練・指導

109	肢体不自由児療育訓練事業（社会福祉課子育て支援係）
目的	運動発達に遅れがみられる又は肢体に障がいのある児童（者）に対し、理学療法士による適切な訓練を行うことにより、運動発達の促進や障がいの進行を抑制する。また、軽度の障がいのある児童に対しては、日常生活に役立つ訓練を施し自立を促す。
内容	関係機関の理学療法士により、運動発達に遅れがみられる又は肢体に障がいのある児童に訓練を行う。また、今後は言語発達に遅れがみられる児童に対しても、言語聴覚士により、療育訓練を行う。
対象	運動発達に遅れがみられる又は肢体に障がいのある児童（者）、言語発達に遅れがみられる児童
期間	月1回程度

#### （ウ）家庭に対する相談、指導

110	巡回児童相談（社会福祉課子育て支援係）
目的	児童の養育に関することや、障がいや発達に心配がある児童に関して、専門的な立場から相談を受けることにより、発達や進路など保護者や児童に指導、助言を与え育成を助長する。
内容	岩見沢児童相談所の職員（児童福祉司等）が、保護者からの相談に対し、専門的な診断を実施し、助言する。
対象	児童及び保護者
期間	年7回程度

**(エ) 障がいを持つ児童への給付等**

111	日常生活用具費の助成（社会福祉課社会福祉係）
目的	身体障がい児に対して、日常生活を営む上での補助的な生活用具の費用を助成することにより、当該障がい児の在宅生活を支援する。
内容	特殊マットなど対象者からの申請に対して給付・貸与に係る費用を助成する。（基準額内：自己負担有）
対象	身体障がい児であって、日常生活用具の給付・貸与が必要な児童
期間	通年
112	補装具費の助成（社会福祉課社会福祉係）
目的	身体障がい児に対して、失われた身体機能や身体の損傷を補うための用具の給付・修理・借受に係る費用を助成することにより、当該児童の日常生活や社会生活の向上を図る。
内容	義肢・義眼・車椅子などの補装具が必要と判定された児童に対して給付・修理・借受に係る費用を助成する。（基準額内：自己負担有）
対象	身体障がい児であって、補装具の給付が必要な児童
期間	通年
113	介護給付費（社会福祉課社会福祉係）
目的	障がいのある児童が支給決定を受けた後、必要とする福祉サービスについて児童（保護者）自ら事業者を選択することで、主体的に福祉に関わるとともに、費用を支援することで当該児童の日常生活や社会生活の向上を図る。
内容	居宅介護・児童デイサービス・短期入所について、申請を審査の上、支給の可否を決定し、受給決定者は事業者を選択して利用する。
対象	居宅生活支援が必要な児童
期間	通年
114	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（社会福祉課社会福祉係）
目的	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援する。
内容	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。
対象	身体障害者手帳の交付対象外（両耳の聴力レベルが30デシベル以上である者）の児童で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童
期間	通年

**(オ) ノーマライゼーション理念の普及**

115	障がい者パンフレットの発行（社会福祉課社会福祉係）
目的	障がい者に関する制度やノーマライゼーション理念に関する小冊子を市民に配布することで、障がい者と健常者の相互理解の深化を図る。
内容	小冊子に障がい児に対する福祉サービスも掲載することで、各制度の普及啓発を図る。
対象	市民全般
期間	通年

(力) 関係機関の連携

116	地域療育推進協議会（子ども通園センター）
目的	砂川地域における障がい児の早期発見、早期療育の一貫した体制整備と関係者の密接な連携を確保することで、総合的かつ効果的な地域療育の推進に努める。
内容	2市4町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）により構成する協議会において、障がい児療育等の企画調整、実態把握及び情報交換などを実施する。また、保護者や関係機関の支援者を対象に研修等を実施し、支援に対する理解を深め資質の向上を図る。
対象	関係機関
期間	総会(年1回)、研修会、学習会、部会など随時
117	小学校・保育所による就学児童の引継ぎ（学務課指導主事・子ども通園センター）
目的	学校生活への適応が心配される児童などについて、保育所・子ども通園センターと小学校との引継ぎを行い、学校生活の円滑なスタートと一貫した指導や支援を継続することにより、より望ましい成長・発達を図る。
内容	保護者の了承を得て、保育士、指導員、入学する小学校の教員、保健師、指導主事が、当該就学児童についての引継ぎを行う。保育所では保育要録を作成し小学校へ引継ぐ。通園センターでは保護者を対象とした就学に向けた学習会を開催している。
対象	対象となる就学児童（次年度、小学校へ入学する児童）
期間	1月～3月、学習会（年1回）

## (5) 子どもの人権擁護・安全なまちづくり

### 【施策展開の基本方針】

子どもや子育て家庭が安全かつ安心して暮らせるような施策などを推進します。

### 【動向と課題】

児童虐待については、発生予防から早期発見、早期対応、保護など総合的な支援ができるよう、関係機関とのネットワーク構築と連携強化を図ることが必要です。児童虐待などの複雑、多様化する児童に関する諸問題について、未然防止策や発生時の迅速な対応を図るため平成17年に関係機関などから構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と問題解決に向け協議を行っています。また、個別のケースにより、担当者による検討会議を随時実施しています。

少子化や核家族化の進行、経済的問題や離婚の増加などの社会環境の変化により、地域や家庭での子育てを支援する環境や、周囲の育児への関わりが低下している中、いかに早期に虐待を発見し解決するかが課題となっています。そのため、医療機関や保育所、学校など現場での発見に向けた協力体制の構築、健診などの実施による地域に入った際の発見、地域に住んでいる方々からの通報の喚起などを行い、早期に対応することが必要となっています。

アンケート結果から、国や砂川市に期待する「政策」について、「子どもが安心して外で遊んだり通学したりできるよう、防犯対策を充実させること」が就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに7割に達しており、子どもを守る対策が求められています。子どもの安全・安心に向けた環境の整備として、夜間における犯罪の防止及び歩行者の安全を図るため、町内会等が維持管理している防犯灯の補助の実施、あいさつ運動・子ども110番など地域で子どもを見守る施策等を行い、安全・安心の確保に努めています。

### ①子どもの人権擁護

#### 【施策の方向】

近年、全国の児童虐待相談対応件数は増加が続いているおり、本市においても1年間の中で数件相談事例が寄せられています。児童虐待の予防・早期発見・対応を図るために、ふれあいセンターにおける健康診査、相談事業、家庭訪問などの母子保健活動や相談業務をはじめ、学校・保育所・幼稚園など子どもに関わる機関の日常業務においても発生予防と早期発見に努めます。

また、市の関係機関のほか、児童相談所、保健所、民生児童委員協議会、警察署、医師会などから構成する、砂川市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止に向けて連携を強化し、子どもへの虐待の予防や早期発見、家庭への支援体制の充実を図ります。

## (ア) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応

118	家庭児童相談（社会福祉課子育て支援係）
目的	家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るとともに、家庭児童福祉に関する相談指導業務の充実強化を目的とする。
内容	家庭児童相談員を配置し、児童養育など家庭からの相談に応じ助言・指導を行うとともに、児童相談所、民生児童委員等と連携を取り、問題解決や児童の保護を図る。
対象	児童及び保護者
期間	通年
119	砂川市要保護児童対策地域協議会（社会福祉課子育て支援係）
目的	児童虐待など複雑、多様化する児童に関する諸問題の未然防止や発生時の迅速な対応を図るために関係機関が集い、児童虐待の未然防止や対策など協議を行う。
内容	要保護児童及びその保護者に関する情報の交換、支援の内容に関する協議、支援方策の具体的な検討や支援を行う。
対象	関係機関
期間	代表者会議 年1回、ケース検討会議 必要の都度随時

## (イ) 家庭・地域・学校の相互連携

120	民生児童委員協議会（社会福祉課社会福祉係）
目的	問題や悩みを持つ家庭（保護者・児童）に対して相談などを通じて必要な援助を行う。
内容	主に町内会を単位とした市内54人の民生児童委員が、日頃から、問題や悩みを持つ家庭からの相談を受け、必要な場合は市に情報提供を行い、3人の主任児童委員と共に援助を行う。
対象	市民全般
期間	通年

## ② 子どもの安全・安心の確保

### 【施策の方向】

子育てを安全・安心に行うには、のびのびと子育てができる生活空間や安全に配慮した住環境が必要となります。このため、公共施設等においては、誰もが利用しやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインを推進します。

また、子どもを悲惨な交通事故から守るため、子どもの発達に応じた段階的な交通安全教室を実施し、子どもたちの交通安全意識の高揚と事故防止に努めます。

さらに、子どもを犯罪などの被害から守るため、子どもに関する不審者情報の提供、共有化に取り組み、子どもの安全確保と防犯対策の充実を図ります。

**(ア) 交通安全の推進**

121	チャイルドシートの貸し出し（市民生活課生活交通係）
目的	市民からチャイルドシート等の提供を受け、希望者に貸し出しを行うとともに、子どもたちの交通事故防止を図る。
内容	希望する市民に対して、6か月を限度にチャイルドシート等の無料貸し出しを行う。
対象	市民全般
期間	通年
122	交通安全教室（市民生活課生活交通係）
目的	保育所、幼稚園、小学校と連携を図りながら交通安全教室を開催し、子どもたちの交通安全意識の高揚と事故防止を図る。
内容	仮設信号機や交通標識などを活用して、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方を指導する。
対象	保育所児童・幼稚園児や小学生
期間	通年

**(イ) 防犯意識の高揚・非行化の未然防止**

123	市防犯協会への支援（市民生活課生活交通係）
目的	子どもたちが犯罪の被害に遭わないように防犯意識の高揚を図る。
内容	広報活動の推進や市防犯協会による新入学児童への防犯ブザー寄贈、街頭啓発などを行い防犯意識の高揚を図る。
対象	市民全般
期間	通年
124	防犯灯の設置、維持費の補助（市民生活課生活交通係）
目的	夜間における市民の交通安全と犯罪防止を図る。
内容	町内会等が設置する防犯灯の設置及び維持費（電気料）を補助する。
対象	町内会等単位
期間	通年
125	砂川市青少年指導センター（社会教育課社会教育係）
目的	市内小・中・高等学校の児童生徒の校外生活について、意見交換・情報交流等を密にし、児童生徒の健全育成・非行防止・安全確保などを図るため、砂川市青少年指導センターを設置する。
内容	指導センター推進員会議の開催（月1回実施し、情報交換や問題点の協議を行う） 巡回指導（PTA、警察の協力を得て、祭典や市民行事の際に巡回指導を行う） 情報の提供（校外生活の心得の作成と配布、110番の家との連携）
対象	小中高校生、保護者
期間	通年

126	「あいさつ運動」の推進（社会教育課社会教育係）
目的	青少年の健全育成には、学校・家庭・地域が連携協力し安全・安心な環境を確保するとともに、豊かな体験とより良い人間関係を醸成することが基盤となる。日頃から子どもとの関わりを深め、心の通い合う環境づくりを進めることが必要である。そのため、広く「あいさつ運動」を啓発展開し、心豊かな子どもの育成に努める。
内容	あいさつ運動強調週間の実施（春季、秋季の年2回）、物品の貸与（のぼり、腕章、たすき、啓発用テープ）、各実施団体や参加者の計画に基づいた自主的・日常的な活動、各学校における児童会（生徒会）やPTA等を中心としたあいさつ運動、日常における家庭でのあいさつの励行、地域における自主的な活動を推進する。
対象	小中高校生、保護者、市民全体
期間	通年

#### (ウ) 安全・安心なまちづくり

127	子ども110番の家（学務課指導主事）
目的	児童生徒が不審者から声をかけられるなど、危険を感じたときに避難することができる「子ども110番の家」を指定し、安全確保の環境整備を図るとともに、地域で子どもの安全を守る気運を高める。
内容	学校区ごとに「子ども110番の家」を指定し、児童生徒の保護及び警察への通報、関連情報の提供を要請するとともに、児童生徒にその所在及び避難・危険回避の方法について周知指導する。
対象	小中学生、市民全般
期間	通年
128	砂川市幼年消防クラブ（消防署予防課）
目的	幼年期における防火教育の重要性を考え、社会教育の一環として防火防災思想の普及を図る。
内容	消防庁舎見学などの研修、消防行事の参加を実施する。
対象	保育所児童・幼稚園児
期間	通年
129	砂川市少年消防クラブ（消防署予防課）
目的	将来を担う小学生に対し、消防研修や職員とふれあうことにより、防火、防災への関心を高め、災害のないまちづくりへ意識高揚を図る。
内容	防火防災訓練、救急訓練、防火防災知識の向上を図る研修会等を実施する。
対象	小学校4～6年生
期間	通年
130	安全な歩道など道路の整備（土木課土木係）
目的	安全で歩きやすい歩道の確保など、子どもや子育て家庭をはじめ、あらゆる人たちが安心して外出できるような環境づくりを図る。
内容	歩道等の改修事業においてバリアフリー（段差解消）による整備や、ユニバーサルデザインに基づく市道整備を行う。
対象	市民全般
期間	通年

131	公営住宅の管理（建築住宅課住宅係）
目的	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進を図る。
内容	ユニバーサルデザインの視点に立ち、子育てに配慮した暮らしやすい部屋の大きさの確保と世帯向けなど多様な形態に対応するよう建設した住宅について、引き続き維持管理していくとともに、公営住宅の入居者及び地域の子育て世帯が集う公園・遊具などの環境整備を行う。
対象	市民全般
期間	通年

#### （エ）安全を確認できる食材の利用

132	安全を確認できる食材の利用（学校給食センター管理係・社会福祉課子ども保育係）
目的	地元の農産物など安全を確認できる食材を給食の素材として使用することで、子どもが食物の安全性に対して理解と関心を高めるよう努める。
内容	地元産の米、野菜など安全を確認できる食材を給食の素材として使用するとともに、地産地消の取組を進める。
対象	保育所児童・小中学生
期間	通年

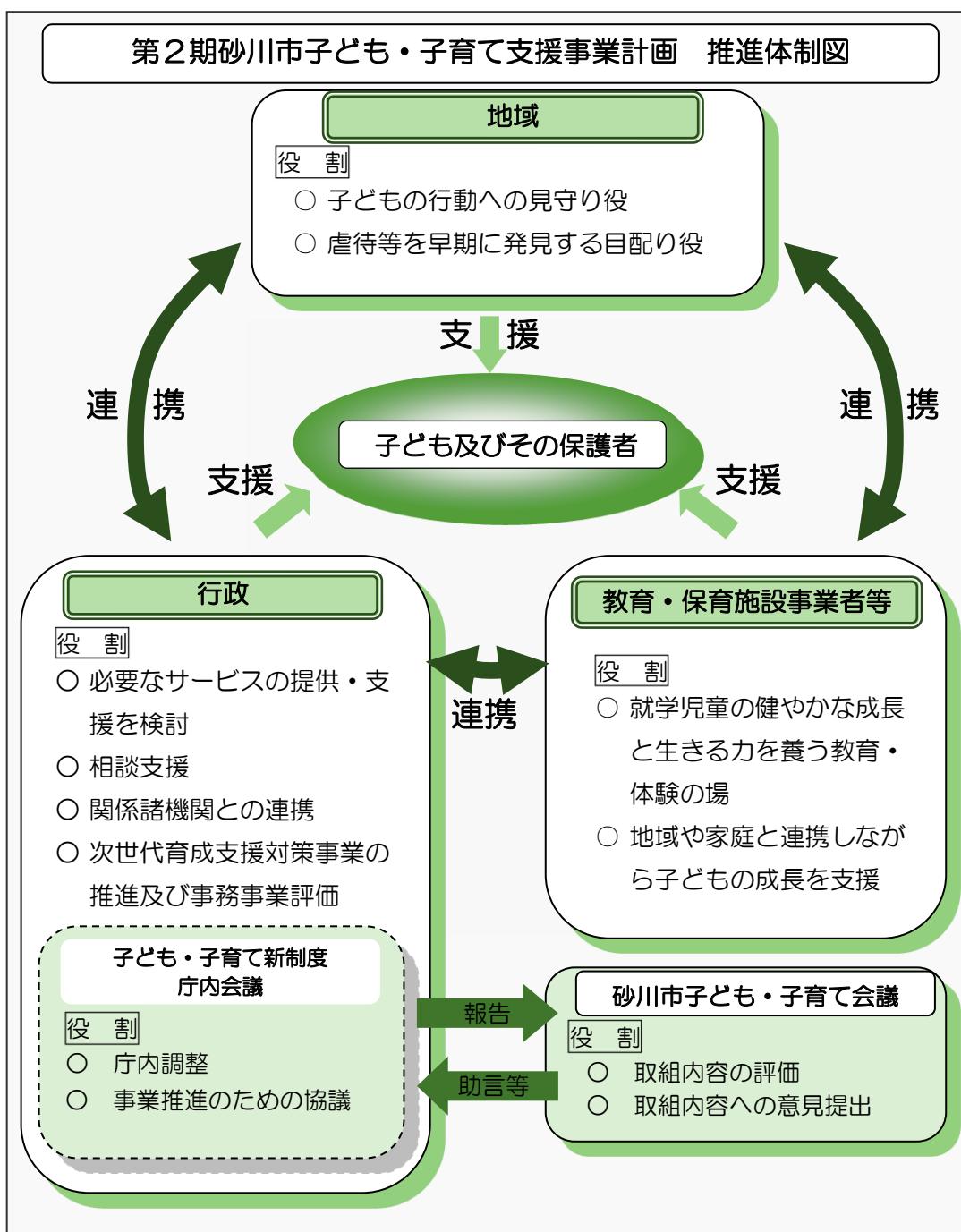
#### （オ）環境有害物質対策

133	循環型社会の形成（市民生活課環境衛生係）
目的	廃棄物の処理を適正に進めるとともに、リサイクルや排出を抑制する取組を進め、「循環型社会の形成」を目指す。
内容	ごみの分別徹底を図り減量化を推進するとともに、不法投棄の抑止、処理施設の適切な維持管理により廃棄物の適正処理に努める。また、啓発活動や団体による資源回収の奨励によりリサイクルを推進するとともに、廃棄物排出抑制の取組を進める。
対象	市民全般
期間	通年

## 第5章 計画の推進に向けて

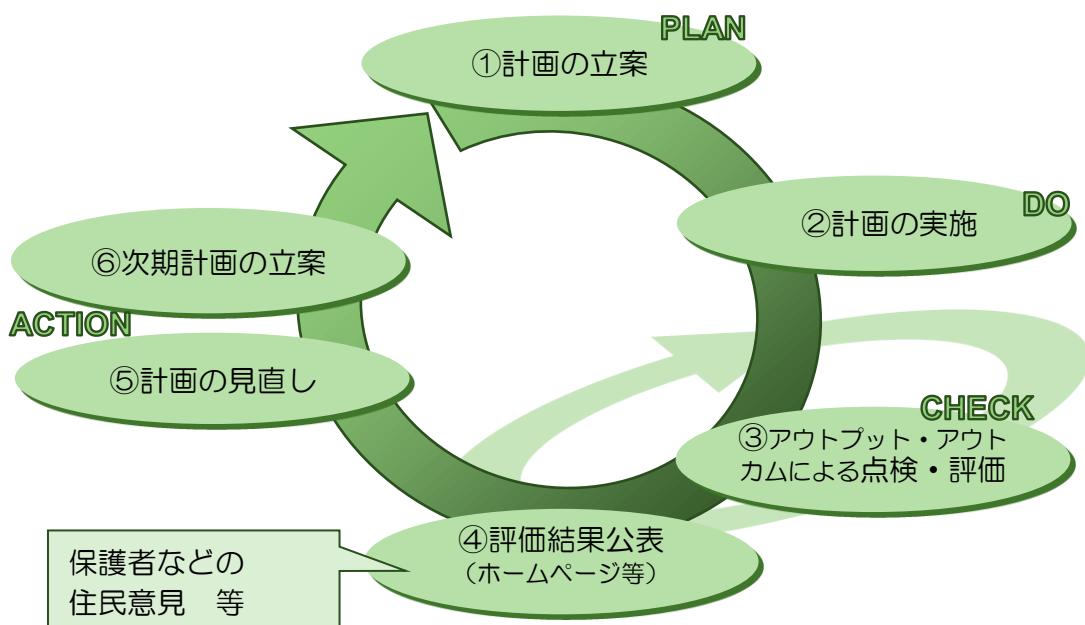
### 1 推進体制

子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



## 2 子ども・子育て支援事業計画の進行管理

- 個別事業の進捗状況（アウトプット）及び本計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。
- 本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で確認するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- 第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画は、砂川市子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価します。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会で住民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。



## 第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年

企画・編集：砂川市保健福祉部社会福祉課子育て支援係

〒073-0195

北海道砂川市西6条北3丁目1番1号

電話：0125-54-2121

ファクス：0125-54-2568